

平成15年6月17日

1. 出席議員

1 番	徳 村 博 紀	12 番	岩 吉 泰 彦
2 番	伊 東 茂	13 番	井 手 常 道
3 番	福 井 正	14 番	青 木 幸 平
4 番	水 頭 喜 弘	15 番	中 村 清
5 番	橋 爪 敏	16 番	谷 口 良 隆
6 番	山 口 瑞 枝	17 番	中 島 邦 保
7 番	中 村 雄 一 郎	18 番	吉 田 正 明
8 番	橋 川 宏 彰	19 番	谷 川 清 太
9 番	森 田 峰 敏	20 番	松 尾 征 子
10 番	北 原 慎 也	21 番	中 西 裕 司
11 番	寺 山 富 子	22 番	小 池 幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	坂 本 博 昭
局 長 補 佐	坂 本 芳 正
管 理 係 長	迎 英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
収	入	井	手		馨
総	務	唐	島		稔
市	民	矢	野		正
産	業	山	口	賢	治
建	設	江	頭	毅	一
企	画	北	村	建	治
総	務	山	本	克	樹
財	政	藤	田	洋	一
市	民	正	宝	典	子
選	挙	西	本	勝	次
税	務	峰	松	光	夫
福	祉	平	尾	弘	義
老	人	中	橋	孝	司
保	險	北	御	敏	則
農	林	中	川		宏
商	工	藤	家	敏	昭
都	市	井	手	讓	二
環	境	森		久	幸
水	道	小	野	利	幸
会	計	北	村	和	博
教	育	中	村	博	之
教	育	田	中	義	明
生	涯	武	藤	竹	美
同	和	江	口		徹
生	涯				
農	業				
農	林				
監	査				
	委				
	員				

平成15年6月17日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成15年鹿島市議会6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
7	11 寺 山 富 子	<ol style="list-style-type: none">1. 障害者への支援対応について<ol style="list-style-type: none">(1) 障害ごとでの制度（サービス）のばらつきについての問題点及び検討課題(2) 部署の縦割りを超えた生涯支援システムの構築(3) 税金「特別障害者控除」「障害者控除」はどうなっているのか ※例 高介護度について2. 環境美化の街づくり<ol style="list-style-type: none">(1) 各地区清掃日のゴミ回収について(2) リターナブルシステムの推進 ・給食時牛乳をパックからビンへ3. 学校教材の必要性の再点検はなされているのか4. 市町村合併 法定協委員について
8	6 山 口 瑞 枝	<ol style="list-style-type: none">1. 合併における新市計画の方向性<ol style="list-style-type: none">(1) 第4次総合計画にもとづく独自性のあるまちとは(2) 特区について2. 少子化対策<ol style="list-style-type: none">(1) 結婚、出産、子育てにおける環境整備3. 地域教育力の推進<ol style="list-style-type: none">(1) 三世代交流(2) 芸能継承4. スポーツ振興について<ol style="list-style-type: none">(1) 社会人スポーツクラブ(2) 高齢者健康スポーツ(3) 中学校部活の指導者研修

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

おはようございます。11番寺山でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問の内容ですが、1点目が障害者への支援対応について。障害ごとでの制度（サービス）のばらつきについての問題点及び検討課題。部署の縦割りを超えた生涯支援システムの構築。税金「特別障害者控除」「障害者控除」はどうなっているか。1点目は、そういうところでございます。2点目が環境美化のまちづくり、3点目が学校教材の必要性の再点検、4点目が市町村合併。大きくは4項目、御質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。障害者への支援対応についてでございます。

障害ごとでの制度のサービスのばらつきについて、問題点及び検討課題についてでございますが、障害ごとでの制度、サービスのばらつきについては、障害の種類としては身体障害、知的障害、精神障害、大まか三つに分けられます。障害者に対する施策やサービスは市町村でももちろん異なっていますが、同じ地域で、また市において、障害の種類別により、身体障害なのか、あるいは知的障害なのか、精神障害なのか、その違いによってサービスが受けられたり、また受けられなかったりと、ばらつきがあるのが現実でございます。この三つの障害の種類の中で、一番サービスがおくれていると言われるのが精神障害でございます。障害を持った人が自立に向けて、社会、経済、文化、その他の生活を他の人と同様に行えるような公的責任により、障害者に必要かつ適切なサービスを行うことが求められています。以下、各種サービスについて、現状と今後の考え方をお尋ねいたします。サービスには、大まか23項目ぐらいがありますが、その中で拾ってお尋ねをしたいと思います。

まず、最初でございますが、有料道路通行料金の割引証というものが障害者には与えられている部分があります。これは身体障害者、知的障害者の方々にはこういう割引証の交付がなされておりますが、精神障害者の方についてはこの割引証の交付が現在なされておられません。この件について、どういうふうな対応を考えられていくのかについてお伺いをします。

次ですが、福祉タクシー料金の助成についてでございます。福祉タクシーの助成については、身体障害者には設けられております。ですが、知的障害者、また精神障害者にはこの福祉タクシーの料金の助成については現在なされておられません。この件については、昨今、近隣の市町村、また全国的に大きな課題となっているところがございます。それぞれ担当課ではお調べしていただいていることとしますので、この件についてお聞きをしたいと思います。

次が、理髪サービスでございます。この理髪サービスについては、身体障害者のみが設け

られています。知的、精神、両方とも設けられておりません。この点、関係ないような感が受けられるかもわかりませんが、理髪というものは精神的、また周りのコミュニケーションをとるについては、きちんと身なりをする、または清潔にするという意味で大きな効果があると言われています。ほかの人の目線、また自分をきちんとしていったら、いろんな意味で生活の改善をしようとか、そういう意味で病気の改善の方向にも大きな効果をあらわすとされています。皆さん、自分が床屋に行ってきたら、きっと気持ちがいいかと思いますが、そういうふうな効果をこれは大きくあらわすということも言われています。この理髪サービスについてお伺いをします。

次に、給食サービスでございますが、これは身体障害者のみが設けられています。知的、精神障害ともありません。これはひとり暮らしの方に対して考えていただけることがあったら、非常に助かると言われています。

次が福祉電話の対応ということで、これも身体障害者のみが設けられておりますが、この電話については、中身がどういうふうな貸し方になっているのかで、昨今、電話がいろんなところからかかってきたり、また、かけたりということで問題点が生ずる場合もありますので、この件についてはまた話し合い等も必要だと思っておりますので、とりわけどういう福祉電話になっているのか、その辺をお聞きさせていただきたいと思っております。

以上が具体的なサービス、枝葉についてのばらつきの問題点、検討課題をお聞きしたいと思っております。

次は、これは大きな問題になりますが、作業所の問題についてお伺いをいたします。

鹿島には作業所と言われるところが2カ所ございます。野島にございます福祉作業所、これは主に知的障害者の作業所でございます。また、もう一つは西牟田にあります精神障害者の作業所、これは名称がひまわり作業所とありますが、御案内のように福祉作業所は社会福祉法人ということで数年前に法人化なされました。そういう法人化がなされたことで、当事者の関係者、また団体はもとより多くの方々が助かっておられるということでございます。これには、それこそ市を挙げての御努力、また、いろんな関係者の御尽力によってこういうふうな運びになったということでございます。

そこで、精神障害者の作業所でございますひまわり作業所ですが、国、県、市町村から補助金をもらい、運営をなされています。いわゆる精神障害者の小規模作業所ということでございます。同じ障害を持った作業所でありながら、法人化がなされていたり、また全くの小規模作業所であったりというように、運営のやり方の違いで、そこに関係する、かかわっている方々にも大きな違いが生じてくるというばらつきが出ているということで問題を提起したいと思っております。

そこで、質問でございますが、ひまわり作業所はただいま申しましたように精神障害者の小規模作業所でございます。この小規模作業所の法人化へ向けての取り組みをこの際、何と

かお願いをしたいという大きな願いをここで質問させていただきたいと思います。

国は、小規模通所授産施設、こういうふうな小規模作業所を安定的な経営のため、また定期的なサービス、良質なサービスを行うために、積極的な移行を現在行っています。本年度より社会福祉法の改正が行われております。この法改正により、障害者などの小規模通所授産施設の法人化及び施設の認可が大変受けやすくなったわけでございます。中身としては、これは担当課が詳しいと思いますが、少しだけ説明をさせていただきます。

こういうふうな共同作業所が任意団体から法人になるためには、従来、1億円以上の資産と20人以上の利用者が必要であったわけでございます。今回の社会福祉法の改正により、これはことしの15年4月1日からの施行ということですが、資産が10,000千円以上となり、利用者も20人から10人以上というふうに改正になりました。いわゆる法人化への要件が緩和をなされたわけでございます。法人になれば、国の補助が加わり、補助金が年11,000千円になってきます。現在は合計5,000千円の補助金で運営をなされています。指導員の給与も十分払えない、そういう厳しい運営を続けている不安定な作業所にとっては、大きな朗報であったわけでございます。運営補助金のほかに施設の建てかえの補助、これが25,000千円、設備費に8,000千円、合計33,000千円の補助ということもあり、長期的に維持していく、運営していくためには有利だと考えます。

また、法人化への要件を満たすには、土地が必要であります。土地を無償で借りると、資産と見まして補助金がおけるといふシステムになっています。この土地についてでございますが、現在、市の遊んでいる土地、そういうところを無償で貸していただくということも一つの考えとしてあるわけでございます。

以上のようなことを申し上げましたが、本市としてもぜひこういうふうな国の法人化への要件緩和をチャンスとし、新たな視点での授産施設、作業所のあり方を見直してほしいと考えるものでございます。社会福祉法改正を機にぜひ精神障害者小規模作業所、今、ひまわり作業所という名称ですが、その法人化へ向け積極的推進を図ってほしいと思います。本市における法人化への考え方を含め、心温かい御所見、御答弁を賜りたいと思います。

次に、障害者に理解ある就労の場ということで御質問をさせていただきます。

すべての市民一人一人が、その尊厳を保持され、住みなれた地域で安心して暮らすことができる、地域社会の一員としてあらゆる社会活動に参加することができる、このことはどこのまちづくりでも基本であると思います。障害者が一般市民と同じように、社会の一員として社会経済活動に参加をし、働く喜びや生きがいを見出していくノーマライゼーションの理念に沿った社会を実現するために、職業を通じて社会参加を進めるということでございます。このような考え方をもとに、障害者の雇用施策についても、その適性と能力に応じて社会参加を進めていけるよう積極的な配慮、施策の推進が求められております。特に、障害の重度化、また障害者の高齢化の進展などを踏まえますと、雇用部門と福祉部門など関係機関、部

署が密接に連携をし、障害者が雇用の分野と福祉の分野を円滑に移行できるようにするとともに多様な雇用、就労形態を含めた施策の充実を図っていくことが必要となってまいります。さらに、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るには、事業主を初めとする国民一般の障害者への理解が不可欠であることを念頭に置きつつ、引き続き人権の擁護という観点も含めた障害の特性等に関する正しい理解を促進することも必要であります。

そこで、具体的な質問をさせていただきます。

例えば、現在、シルバー人材センター等をお願いをされておる仕事の中で、一つでも二つでも、こういう作業所にさせてもらえないかということでございます。公的機関の中での障害者でできる仕事、そういうものを回してもらいたいということでございます。この件についても御所見を賜りたいと思います。よろしくお願いをいたします。

次に、部署の縦割りを越えた生涯支援システムの構築、地域生活支援センターについて御質問をさせていただきます。

この地域生活支援センターの事業の中身でございますが、グループホームの設置と支援、地域生活支援センターは地域の障害者のだれもが利用できる地域交流事業として、高齢者、障害者の権利擁護事業の実施、障害者同士の支え合い、地域交流事業としての場の開放、障害者を含めた憩いの場、精神障害者ホームヘルプサービス、ひとり暮らしの支援ということになっています。このセンターの必要性としては、利用者の親の高齢化のため、生活支援が必要となってきている。親から自立して暮らす場として、グループホームを希望する声もありますが、グループホームを運営していくには、まず第1にバックアップ施設として地域支援センターによる支援が不可欠だとされています。作業所には、障害者の働く場、また訓練の場としての機能がありますが、障害者は家族全般にわたる多様な悩みを相談する体制や時間がとりにくいというのが現状でございます。

以上のことから、障害者の居場所となる生活支援センターを公設民営でつくることができないかということでございます。これは県内の状況とあわせ、当市の考え方をお伺いしたいと思います。

あわせてでございますが、障害者をめぐる状況について、本市の状況を以下、お聞きをいたします。

本市における身体障害者手帳交付者数、そのうち重度障害者手帳1級または2級所持者の数、また療育手帳交付者数、18歳未満の障害児の数、精神保健福祉手帳及び通院医療費公費負担制度を利用している人の人数、以上のことも含めながら御答弁をお願いいたします。

次が税金「特別障害者控除」「障害者控除」はどういうふうになっているのかということをお伺いいたします。

税金の控除には障害者控除がございます。その対象は、身体障害者手帳がなくても市町村が認めた人が対象ということになっており、介護保険では市が認定している要介護度3以上

は——これは6カ月以上の寝たきりというふうな基準がございますが、特別障害者控除 400千円、それ以外の要介護者は一般障害者控除 270千円ということになると言われています。鹿島市の対応について、どういうふうになされているのかお尋ねをいたします。

あわせて、今までこういうふうな認定書の申し出がどのくらいあったのか、その状況もお聞かせをください。これが障害者への支援対応についての質問でございます。

次は、環境美化のまちづくりでございます。

1点目に、各地区清掃日のごみ回収についてでございます。この質問については、担当課の方が非常に熱心に御心配をされ、何回ともなく相談を申し上げてきました。簡単にしていきたいと思っております。

当市では月1回、私たちの区では第3日曜日というふうに決まって、月1回の川掃除、溝掃除という名称もありますが——を当市では実施していると思っております。また、月1回でなくても、数カ月に1回というところもあろうかと思っております。この清掃時に出た、川から引き揚げた——空き缶とか空き瓶とか、また草、ごみ、そして汚泥、そういうようなものを引き揚げますが、引き揚げてそれぞれ邪魔にならないところの道の片隅に積み上げておきます。その積み上げたものを次の月曜日ぐらいに、私は市の方から来ていただいているというふうにして、市の方の配慮でしていただいていると思ったんですが、とりわけ市の方からということで、私はここで申し上げますが、それを回収に来ていただいております。それで、一応川掃除の完了ということになります。

ここはもうこれでいいわけなんです、5月ごろ、区の会議と申しますか、会合と申しますか、そういうふうなものがあつたときに、今まではそういうふうな引き揚げたごみを市の方が責任を持って回収をしていただいた。その回収をしていただいたことを今からは区の責任において回収をしてほしいというお願い等がなされたということで、それぞれの関係区長さんがびっくりされて、急に言われてもできないと。ということは、それぞれトラックがあつたり、それを回収してどういうふうにするのか、そういうふうな道順。そして、それにトラックを借り受ける。また、借り受けることができない場合は業者に頼む。いろんなところに頼むには、また経費が要る。そのためには、区として経費が要ることですから、総会なり会議なりにかけて、これを実行しないといけないということで、差し迫った問題として結構困られていたというお話をお伺いしたわけです。

それで、私としては、市の行政に携わっている者として、そういう経過というものがあつたということを全く知らないといえますか、寝耳に水といえますか、そういうことで知らなかったわけです。それで、それは困るですねということで、その会議の席ではやっぱり今まで区民の協力といえますか、当たり前かも知れませんが、努力でもって川掃除ができていたことが、揚げたごみをどうするかで悩むというのはおかしいと、何とか今までどおりしていくことができないかという声が紛糾したわけでございます。

それで、これは本当に何とかしなくてはいけないと私もすぐ思いました。ということで、今回の一般質問に上げたわけなんです、聞くところによりますと、市は直接その揚げたごみを回収しているのではなく、業者の善意によって無償で回収をしていただいているんだということが事実であったわけでございます。それで、西牟田区は市の方に委託——委託といいますが、一任をして回収をしていただいたわけで、どこでもそういうふうになっているかといったら、そうではなく、それぞれの区が責任を持って回収をしているところもあると、これは一概に全体的に同じ状況じゃないということがわかりました。

ということで、市としては1年間話し合いをしながら、猶予を置きながら、いい方法を見出していくということまで来ているそうでございます。こういうようなところで、それぞれ区長会なり担当課の方がいい方向を見出していただけというふうに思いますが、こういう予算を本当は市が出して、きちんとしてはならない部分もありますし、自分たちが出したごみは自分たちで処理するんだという、これは原則であります、できないこともあります。そして、それをしないとしたら、区がその分、お金を出して頼むということになりますので、区費から出るのか、または市が持ち出すのかということにもなってきます。自助努力でできること、また市の行政の力が必要なことの区分、見分け、この辺について市の基本的な考え方をお聞きしたいと思います。この件については1回で終わろうと思っておりますので、適切な御回答をお願いしたいと思います。

次は、リターナブルシステムの推進についてでございます。

リターナブルの長所といいますか、これはここで私が説明するまでもないわけなんです、忘れられている分野だと思いますので、少しだけ説明をいたします。このリターナブル瓶は、地球温暖化物質及び大気汚染物質の発生量、エネルギー及び水資源の消費量、ともにスチール缶とかアルミ缶、ペットボトル、ワンウエーのガラス瓶よりも少ないことがわかっています。また、再使用する場合にも、瓶を洗う洗瓶時に素材性が溶出することがありません。リターナブル瓶は中身飲料をおいしく味わえる安全な容器であります。また、このリターナブル瓶には民間回収ルートが存在をいたします。民間が回収システムということに強化をされれば一般廃棄物の処理費用の節約にもつながっていきます。ワンウエー容器のリサイクルは分別収集の際、自治体の責任ということになって多額の税金を今必要としています。しかし、このリターナブルについては事業者と消費者の間だけで循環するため、税金は使われないというふうなところなんです。

こういうふうに、今リターナブル瓶についての長所を申し上げましたが、人に優しい、環境に優しいはずのリターナブル瓶が減り続けているということでございます。商品の物流、販売といった流通段階においても、これまでの概念では理解できないほど状況は変わってきているということです。本当に地球に優しいやり方って何なのか、新しいリターナブルシステムの構築を維持するにはどうしたらいいのかということで、今回、問題提起をしていると

ころでございます。

大きな長所を持ちながら、さまざまな問題を抱え、伸び悩んでいるリターナブル瓶であります。しかし、時代の要請は明らかにリターナブル瓶の登場を求めています。それぞれの方面への再使用の推進への合意を固め、リターナブル瓶の回収、再使用システムを構築していくことが急がれているわけでございます。容器にかかわる生産者、流通業者、消費者が循環型社会づくりにおけるリターナブル瓶の意義について、協力し合うことが必要であります。このようなリターナブルシステムの推進は、日本の環境行政の今後の指針を見ていく上で重要なテーマの一つであります。本市におけるリターナブルシステムの推進についての御見解、御所見をお伺いいたします。

次に、具体的にでございますが、給食時の牛乳をパックから瓶へということでございます。

この質問は、3年ぐらい前になろうかと思いますが、いたしております。180ccの牛乳パックについては現在、学校でのリサイクルには普通手間がかかるということですが、業者の方に無理にお願いをし、引き取ってもらってリサイクルをしているということをお答えいただいております。リサイクルされているからよいということかも知れませんが、るるリターナブルについて申してきましたように、手間暇だけで再利用できるリターナブル瓶が環境に負担をかけない、おいしく安全に飲める、一般廃棄物処理費用の節約にもつながる、消費者と事業者の間だけで循環する、分別収集による税金は使われないという利点がありますので、ぜひ理解の上、導入の推進をとお考えのものでございます。学校給食、保育園、幼稚園、県内、市内の各施設、病院等でも、牛乳が給食時に出されているかと思いますが、どういふ状況であるのかもお知らせをしてほしいと思います。この件について御答弁をお願いいたします。

それから、学校教材の必要性の再点検ということでございます。ここで私が言います学校教材とは、具体的に申しますと、皆さん御存じだと思いますが、入学するときに算数セットというセットを箱ごともらいます。その算数セットのことを中心に質問をしていきたいと思っております。

この算数セットは何十年も前からだと思いますが、私の子供の時代もですが、今もなお入学をする際に買わなければならない教材であります。これは1年生、2年生まで使うということだと思います。1人1セット数千円、七、八千円だということを聞いていますが、全入学の児童が購入をします。この中には、おはじきとか小さな棒とか、いろんなものが入っていて、十進法を勉強するとき10から11になるときに色が変わるとか、いろいろ教育をする上で非常にやりやすいということも聞いています。今は生徒数もどんどん減ってきておりますし、こういう教材を一人一人の児童が購入するのではなく、学校の教材として保管することは考えられないのかということでございます。

学校教材としてはいろんなものがあるかと思いますが、理科室にありますビーカーとか

フラスコ、アルコールランプなど、数えたらいろいろなものが学校に備えてあります。それらと同じように学校に備えておく備品化することということを提言したいと思います。このことにより一人一人の経済的負担を負わせないで済むことができると思います。これを新たに学校が購入するというのも考えますが、今の子供たちが購入して持っています。その子供たちが使用しなくなったら、それぞれの個人が学校に寄附するという形をとっていただき、それらを備品として保管をし、利用するというのも考えられるのではないかと思います。子供たちが要らなくなったら、親はそれがまたいつか要るかもわからないという思いで、小学校高学年になるまで、押し入れの片隅に私も保管をしておったんですが、結果的にはもう要らないわけですね。それで、きれいなままに卒業と同時に、それはごみ箱へに行くというのが大半じゃないかと思いますので、この算数セット、こういうふうな教材も一人一人が買うのではなく、本当に子供たちが減っておりますので、保管することも可能ではないかというふうに考えますので、この件について御回答をお願いしたいと思います。

次は、最後に市町村合併でございます。

鹿島市と太良町は市町村合併による新しいまちづくりを目指し、鹿島市・太良町合併協議会を設置いたし、本格的な議論を開始しています。5月16日の鹿島市と太良町の枠組みでの法定合併協設置議案を審議する臨時議会で、私は合併に伴うすべての情報を明らかにできる時点で判断材料をきちんと指し示しながら合併の是非を問う住民投票の実施ということを一応求めております。

それから二つ目が、合併協議会委員にできたら労働団体の代表を入れることを検討課題として要望をいたしておりました。ですが、6月16日の市報に学識経験者6名の委員の皆さんが紹介をされております。労働団体の委員の件はどのように対応をなされたのか、お伺いをいたします。

以上で1回目を終わります。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

私の方からは福祉関係、特に精神障害福祉関係についてお答えをいたします。

質問の項目が非常に多うございましたので、的確にメモをしたかどうかということで、お答えできるか心配でございます。

まず、サービスの内容についてでありますけれども、有料道路の割り引きのことについては、知的障害、それから身体障害の手帳をお持ちの方については最高5割まで割引があるところですが、精神障害の手帳所持者についてはございません。

それから、福祉タクシーの助成関係ですけれども、これにつきましては身体障害があるというふうに御指摘いただきましたが、鹿島市で今行っておりますのは、身体障害者のうち手

帳で1級、2級ということで、いわゆる重度の障害をお持ちの方です。それから、もう一つの知的障害につきまして、療育手帳のAということで、これも重度の障害があられる方を対象に福祉タクシーの助成を行っているところでございます。精神障害の手帳をお持ちの方については、現在のところございません。

それから、理髪サービスということで申されましたが、理髪サービスについては私の方では承知していないわけですが、公的に出された冊子でも載っておりません。その関係で、私が思うところでは業界の方でされているのかなというふうにも思っております。

それから、給食サービスについては、ただいま御指摘がありましたように身体障害者の重度の方のみでございます。

それから、福祉電話につきましては、現在2名の方が利用されております。これにつきましては、ひとり暮らしの重度の障害者ということであります。

それから、精神障害者の作業所関係で御質問がありました。申されるとおりに浜にあります知的障害の作業所につきましては、法人化がなされて運営をされております。西牟田の小規模の作業所については申されたとおりで、私どもとしてはこれから法人化に取り組まれるというようなことで、そういうふう聞いております。私たちのできる範囲での支援というものは、当然しなければならないというふうに思います。

それから、土地の問題、あるいはシルバー人材センター問題については他の方が答弁をすと思います。

それから、地域生活支援センターの設置ということでお話がありました。障害者のということで、精神障害者の地域生活支援センターのことだというふうに考えますが、県内の設置状況として、私どもが承知しておりますのは佐賀市で設置をされております。ここでは、佐賀市で設置して運営をNPO法人でやっているということでもあります。他の市町村の場合は、現在のところやっていないようでございます。他の障害、知的障害、あるいは身体障害者の生活支援センター、あるいは就業支援センターというのが——これは塩田町の方にございまして、ここで就業支援なり、それから生活支援、相談、こういうことについて対応をしているというところでございます。この塩田町にありますのが知的、あるいは身体というようなことだけに限定されたものではないかというふうに考えます。

今後の鹿島市としての方向ですけれども、平成14年から精神障害者関係の事業が市町村に移譲されたわけですが、現在、移行したばかりということで、今、実際、保健所でやっていたことを市がするという事になって非常に戸惑っているところでございます。それで、この支援センターにつきましては、今後はやっぱり当然しなければならないかもしれませんが、具体的にどのようなことができるのか、今後も検討していかなければならない課題というふうに考えます。

それから、障害の手帳の関係で御質問がありました。

まず、手帳には先ほど申されますように3種類あるわけですが、身体障害者の手帳をお持ちの方が、これは昨年度の時点ですけれども、1,474名となっております。このうち、18歳未満が26名。それから、等級別に全体を羅列はしておりませんので、いわゆる重度と言われる方について、1、2級、これが627名です。それから、知的障害者の手帳、これは療育手帳というふうに申しますが、この総数が211名。いわゆる重度、療育手帳のAが97名、それからここでは20歳未満という形でっておりますが、49名。それから、精神障害者保健福祉手帳ですが、これは14年の12月現在ですけれども、全部で36名。重度と言われるのが1、2級だというふうに聞いておりますので、1、2級合わせて29名でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

11番議員の税金についての質問にお答えいたします。

障害者控除については、所得税法、地方税法、両方とも控除対象として、これは本人の申告により控除をいたしているところでございます。ここにつきましては、「申告の手引き」というものを申告書と一緒に送りをお送りしております。その中に、障害者とは身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳をもらっている方と、それと65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村の認定を受けている方と。ここは65歳以上の方は介護保険の介護度1、2、それから3、4、5という形で分かれていると思っておりますけれども、障害の程度が3、4、5、ここにつきましては特別障害者、1、2につきましては障害者控除ということになっております。

しかしながら、ここにつきましては本人の申告ということがございますので、あくまでも市町村長の認定書を添付されたものということでやっておりますけれども、申告会場にお見えになったときに、その旨を伝えていただければ、そこについてはこういうものが必要ですよということで、申告会場で指導をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

市の遊休地の活用ということでの御質問にお答えいたしますが、この御質問につきましては、ただいま伺いましたようなわけでございまして、私の方からは一般論としてお答えをさせていただきます。

市が保有する財産につきましては二つの種類がございまして、まず普通財産、これについては貸し付け、使用、両方ともできます。行政財産につきましては、使用の許可しかできな

いようになっております。ただ、普通財産での貸し付けと申しましても、この上に建物を建てるとなりますと、若干取り扱いも変わってくるようでございまして、この場合には十分な検討が必要だろうかと思っております。

それから、この作業所の形態に合うような土地を鹿島市が現在保有しているのかどうかということが、ちょっとこの場ではわかりかねます。仮に保有していたといたした場合、当該作業所の運営をされております方が、そのような場所で了解されるかどうかというような問題も出てこようかと思えます。ちょっとこの場では以上しかお答えができません。

以上です。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

私の方からは11番議員の2番目の(1)の各地区清掃日のごみの回収と、それからリターナブルシステムの推進についてお答えをしたいと思います。

まず、各地区清掃日のごみ回収についてでございますが、各地区の清掃活動におきましては、区長さん初め市民の皆さん方に大変御理解、御協力いただきまして、感謝しているところでございます。地域の水路の清掃ということにつきましては、その水路を利用している地域の方々に清掃、管理をお願いいたしたいということで考えておりますし、また清掃の際に混入しているごみ、先ほど申されました缶とか瓶とかビニール類とかにつきましては、分別をお願いいたしまして、市の指定袋でごみステーションの方へ出していただくというようなことでお願いをしているところでございます。

清掃につきましては、先ほど御質問の中にもありましたように年に2回とか数回、あるいは毎月ということで、地区によって実施されている回数はまちまちでございます。これまで清掃による土砂の回収につきましてはその地区で処理をされる場所もありますけれども、市や業者さんで処理する場所もあるなど、地域の格差と申しますか、そういった実情でございました。そこで、自分たちの地域は自分たちの手できれいにさせていただくと、最後まで後片づけをしていただくというようなことで公平さを保つと考えまして、理解と協力をお願いしたところでございます。

しかしながら、先ほど申されるように、地区によっては車の手配とか、それから車のリース等については予算等の関係もございまして、なかなか難しいというようなこともございまして、一律には対応できないのではないかと申すところでございまして、ことしまでは従来どおりでお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。今後は、地区の代表者であります区長会と話し合いをさせていただきながら、いい方向性を見出していきたいということで考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

それから、2点目のリターナブルシステムの推進ということでございますけれども、今求

められております循環型社会を構築するために取り組んでおりますが、そのためのキーワードといたしまして、三つのRがございます。まず、1番目がリデュースということで、ごみを減らす、ごみの発生を抑制するという取り組みでございます。2番目といたしましては、リユースということで、使えるものは繰り返し使おうということでございます。先ほど御質問のリターナブルシステムということは、このリユースに該当するんじゃないかと考えております。そして、最後にリサイクル、再資源化でございます。分別して再利用を図るというふうなことでございます。

先ほど申しましたリユースの中にリターナブル瓶も含まれまして、洗って何度でも繰り返し使用できるものでございます。主なものといたしましては、ビール瓶とか一升瓶、それから牛乳瓶等があるかと思いますが、ビール瓶につきましては、今お店の方に返しますと5円戻ってくるというようなシステムが定着しておりまして、ほぼ高い確率、90数%で回収されていると聞いております。

今後の推進ということにつきましては、環境に優しいライフスタイル、この実現が今求められておると考えております。私たちは豊かな社会の中で、まだ十分に使えるものでもすぐごみとして捨て、新しいものを買求めるというようなことを知らず知らずのうちにやってきたと思います。資源も無限ではございませんし、便利さを追求することが知らないうちに自然環境を破壊していることもあろうかと思っております。リサイクルよりも、まず環境に対する負荷が少ないリターナブル容器等の製品を選ぶように心がけ、広報活動などを通じて、より環境に優しいライフスタイルづくりを推進していきたいと考えておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

私の方からはリターナブルシステムの推進、給食時牛乳をパックから瓶へという御質問と学校教材の必要性の再点検はなされているのかという御質問に対してお答えいたします。

まず、給食時牛乳をパックから瓶へという御質問でございます。

この御質問につきましては、先ほど議員が申されましたように、平成11年9月の一般質問でも御同様の質問をなされております。結論から申し上げますと、当時の武富教育次長、迎教育長、山口環境下水道課長がお答えをいたしておりますけど、現在の教育委員会の考えにつきましては、当時と変わっておりません。牛乳パックを今後も使用していきたいと考えておるところでございます。

牛乳パックは平成2年度から導入をいたしております。その当時の変更理由といたしましては、学校においては子供が2階や3階への運搬、配ぜんの際に負担を強いる、また給食後、割れないように、落とさないように運ぶために後片づけが大変であるということ、そして業者の方からいいますと、瓶牛乳が重量的に重く、容量がかさむため、輸送コストが高くつく

ということであります。また、冷やすための水滴等で床や衣服がぬれたり、水滴等で床が滑りやすくなり、安全の面からも好ましいとは思われないと。また、ふたをあける際にこぼれる可能性があり、低学年においては担任があけてやるなどの必要性が生じてくるということ。瓶は割れやすく、瓶口に破損がある場合は唇にけがをするおそれがあると。瓶は洗浄して再使用することになり、衛生面からは牛乳パックが好ましいと、そのような理由で瓶に変更をいたしております。

リターナブルシステムの推進につきましては、否定をする考えはありませんが、牛乳パックを瓶への変更については、重量面、割れるという安全面から、学校での使用についてはいまだ問題があると考えておるところでございます。

次に、学校教材の必要性の再点検はなされているのかという御質問でございます。

教材につきましては、各学校とも3月末に見直しをいたしまして、正式には4月当初に教材選定委員会——委員を校長、教頭、教務、学年主任等でございますけど、教材選定委員会を開催し、必要な教材を審査、検討、選定をいたしております。

選定に当たっての留意事項といたしましては、教科書に準拠したもの、教材の価値や利用度、使用の頻度、児童の学力との適合性、保護者の経済的負担を考慮し、高値にならないものなどがあります。私費負担、基本的には個人負担ということでございますけど、この解釈といたしましては、原則は学校教育上必要なものであるが、家庭での教育上も必要なもの、また家庭にないもので学校で授業することによって、その利益が子供たちに還元されるものを基本的には個人負担といたしております。

先ほど、質問の中で例としてありました算数セットでございます。セットでの購入の理由といたしましては、共通の物を用いて指導を効果的に行うことができるということ。個別学習における個人の思考を助ける補助教具として効果が高いということで購入をいたしております。金額につきましては、各学校まちまちでございますけど、一番少ないところで500円、1千円、2千円となります。少ないところにつきましては、単品での購入となっております。フルセットで購入いたしまして、2千円でございます。フルセットで購入している学校は三つでございます。4校につきましては単品での購入をいたしておるところでございます。

毎年、教材につきましては、先ほど申し上げましたように、教科書に準拠したもの、使用頻度が高いものであり、また学校によりましては単品で購入する場合があります。お下がりとして提供いただき、引き続き使用に耐える教材になるのか、当面、この現状のままでさまざまな対応をしながらいきたいと考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、私の方からは法定協議会委員についての御質問にお答えをいたします。

現在、鹿島市、太良町の法定合併協議会の委員につきましては、鹿島市からは市長、助役、議長、議会選出議員、学識経験委員6名の計10名を選出しているところでございます。この中で、いわゆる組織団体の代表としての委員は、区長会代表委員と商工会議所代表委員の2名と言えらると思ひます。

その理由といたしましては、区長会は住民に最も身近な組織でありまして、嘱託員として行政の一端を担ってらるっておりまして、また地区の状況を熟知してらるるということでもありますので、その代表である区長会長さんを委員としてお願いいたしたところでございます。また、商工会議所につきましては、内部に合併問題研究会を立ち上げてらるる、積極的に合併議論を重ねられ、独自の活動や市に対しても要望、提言等を出されてらるるので、1名の推薦をお願いしたところでございます。ほかの4名のうち2名につきましては、女性代表として、あとの2名につきましては、組織、団体の代表ということではなく、第1次産業代表というように、大きな枠の中から、あるいは地区別などを考慮して、そしてまた、これまでの合併協議会以外の委員会や協議会等における実績や活動等を考慮して選出をしたところでございます。

それから、もう一つの大きな理由といたしましては、2市4町の当時、任意合併協議会委員であられた方々には、法定協議会へ移行しても引き続き委員への就任をお願いするということを知り、あるいは確認をしてらるるところでございますが、御承知のとおり、2市4町は崩れて1市1町となりましたけれども、しかし、この考えを引き継ぐことにいたしました。それは、これまでの合併についての流れも十分つかんでらるるし、知識もこれまでの経験も持つてあるということ、より以上に合併議論が深まるということを知りての考え方でございます。

このように、すべての委員を組織や団体に推薦をお願いして選出する方法も確かにございますけれども、今回は合併問題ということから、できるだけ組織、団体等の代表という形はとらず、大きな枠組みの市民代表ということをお願いをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

2回目の質問をさせていただきます。

最初に、障害者への支援対応ということで、それぞれサービスごとの状況をお聞かせいただきましたが、今後の鹿島市の対応については何ら聞かせてらるるお聞きませんので、ぜひお聞かせをしてほしいと思ひます。とりわけ福祉タクシー料金の助成、この件については御存じだらうと思ひますが、それぞれ近隣の各町市、具体的に考えがなされてらるるというふうにしてらるる。その辺、私以上にお詳しいと思ひますので、そういう意味で何とか一

つでも二つでもサービスにばらつきがないように、同じ位置まで持っていけるようなところの御検討をしていただきたいと思いますので、その福祉タクシーについて、再度お聞かせをしてほしいと思います。

それから、作業所の法人化ということを申しましたが、できる範囲への支援はしていかなければならないということでした。できる限りの支援ということとは、どういうことなのかということを感じるわけですね。というのは、今申しましたように、緩和が今回なされているわけです。でも、この緩和といえども、やはりそれぞれ土地が必要であるとか、運営の資金が10,000千円ですね、そういうものの関係とか、そういうふうなものがあるから、幾ら緩和がなされても、なかなかその緩和の恩恵を得ることができないわけです。その恩恵を得るためには、やはりこのような自治体の大きな協力がなくてはできないわけです。

野島にある福祉作業所が法人化になったときは、やはりいろんな方々のバックアップができたわけですね。そこには大きな市の力というもの、引っ張る力というものがあったからこそできたと思います。それぞれが頑張っても、そこに行政が何らかかかわっていただかなければできないわけでありまして、今回、そういうふうな面での御答弁をぜひお願いしたいということで、私はここに掲げています。

今までであったら、やはりこれを法人化するには、大きな壁があったわけですね。それが1億円というのが10,000千円になったわけですし、20人が10名になったわけですね。ですが、今私が申しましたことは、それがあったにもかかわらず、やはり緩和策があったにもかかわらず要件があるわけですね。その要件を何とか一步一步、急にはできないですので、話し合いをしていく中で、ここまでは何とかできるとか、法人化をするための運営委員会ですか、そういうふうなところに対して、一つのテーブルを持っていただくことも可能ではないかと思います。一挙に、はいわかりましたではないと思いますので、そういうふうな緩和策が今回打ち出されて、そういう人たちが、そういうことを望んでいるということでもありますので、そういうテーブルを持っていただきたいと思います。その件について、今後の対応策を考えていただきたいと思います。

それから、現在、市の遊んでいる市有地を貸すという対応も一つの考えということで申し述べたわけなんですけど、担当部長としては現在、この件については初めて聞きましたということでした。私は一般質問をした中で、どういうことでしょうかという、担当課といいますか、質問に応じてお聞きをしていただけるわけなんですけど、そのときに、このことも申し上げておりましたので、課が違っても、ここに縦割り行政のひずみがあるなというふうに思いましたが、通じていなかったわけですね。そういうことで、今初めてお聞きをなされているということなんですけど、例えば、市有地があったら無償で借りるということですよ。そのためにはいろんな要件が要るということで、私はその辺のことは詳しくわかりませんが、市にその気持ちがあるならば無償で貸すということができるわけですね。

でも、その土地がどこにあるかということですが、この土地がその土地に該当するかどうかはわかりませんが、今ひまわり作業所があるところに全日本同和会の事務所がございます。その全日本同和会のすぐ上に市の土地があります。その上には勤労者福祉センターがありますが、その勤労福祉センターと全日本同和会の合い中に、きちんと整備された、結構広い土地があるわけですね。そして、その土地は私が知っている範囲では全日本同和会の方たちがゲートボール等をぜひしたいということで貸しておられました。ですが、もうここ10年以上、そこはほったらかしになっておりまして、時々市の方からかわかりませんが、草払い等がなされている程度で――ですが、きちんと整地された土地がございます。そこをできないのかなど、いい場所であるんじゃないかなという考えがあるわけなんです、その土地に限定しなくても結構なんです、現在、そこは本当に10数年来遊んでいるわけですね。そういうふうな遊んでいる土地を無償で貸していただくという対策、それを有利に利用するという事で、多くの方が助かって、土地も利用できて一石二鳥じゃないかと思いますが、そういうふうな土地が現在あります。

その土地について、今言ったばかりで検討はできないかと思いますが、今後、時間は十分にありますので、見ていただいて、そして当事者の皆さんがそこでいいかという回答もいただかなければならないということでしたので、ぜひ前段の作業所についての話し合いのテーブル、そしてその土地の問題もあわせながら、今後、話し合いをぜひこれを機にしてほしいと考えますので、再度御答弁をお聞きさせていただきます。

それから、これは答弁いただいておりますが、障害者に理解ある就労の場ということで、この件も私は質問をしたいということで申しておりましたが、答弁が出てきませんでした。どういふことなのかな、ちょっと忘れていらっしゃるのかもわかりませんが、このことについてぜひ御答弁をお願いしたいと思います。

というのは、今、作業所の方では1日に、午前9時からそこに来ていただいて、そして10時から12時ぐらいの2時間、またその後、お食事をした後の1時間、2時間、いろんな作業をしておられます。その作業の一つの例なんです、例えば、靴下をいろいろする作業をし、10人ぐらいの方が2時間、3時間、一生懸命にして1日に上げる利益というのが700円足らずなんです。ということで、1人が1日に70円ぐらいの賃金といたしますか、利益が上がると。それを毎日するわけではございません。また、いろんな作業がございます。というのは、作業というのはいろんな意味で訓練にもつながりますので、同じことをいつもするのではなくて、いろんな手を変え、いろんなものを変えながら訓練をされている作業ということになります。

そういうことで、一生懸命働いているにもかかわらず、働く喜びはあるかもわかりませんが、その喜びが小さいわけですね。それぞれ思いはあると思いますが、一生懸命働いてもたったこれだけかということとは具体的には申されませんが、それだけなんですかという思いが

私はいたしました。そういう中で、そういう方々が本当に働く喜びというものは金銭的なものが来てやっとなっていくわけでありますので、そしてまた、その得たお金でいろんな社会参加もできるわけです。そういうことを考えて、どういう仕事ができるのかなということなんです。

佐賀市などでは、そういうふうな障害を持った方々に理解ある就労の場ということで、例えば、草取りというんですか、除草作業とか、また駅前の駐輪場の自転車の整理を手伝っておられるとか、いろんな仕事の一端を少しですが、担わせていただいて大変助かっておられるし、また働く喜び、生きがいにもつながっているということをお聞きしております。ぜひそういうふうな立場で、本当は民間、いろんな方々にこういうことを理解していただき、御協力をいただくということが本来の姿ではありますが、厳しい状況ですので、できれば公的な部門でそういう仕事を回していただくことができないかということで、これは考え方によっては本当にすぐにできることじゃないかなと思いますので、この件について御答弁いただいております。今回、これも重要な案件ですので、ぜひ御答弁をしてほしいと思います。

それから、生活支援センターの事業については、現在、佐賀市にあるということでした。佐賀県では佐賀市だけがこの支援センターを設けられていると思います。これも2年ぐらい前に発足のための準備委員会をされて、最近できているんじゃないかなというふうに思っておりますが、やはりいろんなことをしていくには準備委員会が必要なわけですね。今回、支援センターのこともありますが、ぜひ障害者ひまわり作業所が法人化になるためのテーブルを、一気にとは言いませんので、まずはそういうテーブルを設けていただいて、ぜひお願いをしたいと思います。

今、いろんなことを申し上げてきたんですが、精神障害、知的障害、身体障害、それぞれの障害の違いがありますが、やはり一番目に見えてわかるのが身体障害なんですね。これは先天性——生まれつき、本当に生まれたときに母親であるお母さんは、死ぬが思いをしながら、泣きながらという思いがありますが、そういう中でも子供たちを育てていく上で、その子供とともに、また地域の皆さんとともに、いろんな方々のお力添えをいただく中で、育てる喜び、子供を一人の人間として尊厳できる喜びとして、一緒に生活していく上で結構生き生きと輝いていらっしゃる方が多いと思います。ですが、精神障害というのは突如として、10代の終わりから20代ごろに発生する病気とも言われております。生まれつきでない方が多いわけですね。そういうことで、だれが、いつ、何どき、いろんなストレスの中で、いろんなことがある中でなるかもわかりません。そういうことも考えてのことなんです。また、そういうふうになったとき、本人もですが、家族もやはりこのことは表に出して言うことがなかなかできないとおっしゃいます。それはそうだろうと私も察知しています。

そういうふうな意味合いで、本人も、また当事者の家族もなかなか声を上げにくいという状況の中で、こういうシステムの差別といいますか、ばらばらといいますか、障害者のこう

いうふうなサービスの格差が生まれ、精神障害についてのサービスが一番おこなわれている原因はそこじゃないかなというふうにも思っています。そういう中でも声を上げて、何とかしてほしい、しなくてはならないということで今立ち上がっている方が大勢、鹿島市近辺にもいらっしゃると思いますので、そういう方々の声を拾い上げていただきまして、一つでも二つでも本当に暮らしやすい、生きていてよかったなと思える人生を送れるような支援対策を、今までですが、今後もぜひお力を添えてほしいと思いますので、その件については再度御質問に対して御答弁をお願いいたします。

それから、障害者をめぐる状況につきましては、本市の状況を聞いてみましたが、やはり結構多いわけですね。そういう中で、私たちが知らないところで、また見える場所かもわかりませんが、日々同じように朝起きて夜寝る暮らしをする中で、いろんな悩みを持ち、頑張っていると思いますので、ぜひ心温かい御答弁を次回お願いいたします。

それから、障害者の特別障害者控除で「申告の手引き」を送付したり、65歳以上の介護保険にかかわっている人は会場に来られた折に指導に応じていますということで、これは適切な指導がなされているかと思えます。ここでどれくらいの方が市町村長の認定の申し出を受けて——これは本人の申告制ですので、申告をしないと還付金として戻ってこないわけですので、どのくらい御相談が——相談がなされたという数はわからないと思いますが、認定書というものはわかるかと思えますので、その辺の数について、それだけお聞かせをしてほしいと思います。

それから、環境美化の関係ですが、リターナブルについて、これはシステムについてはそれぞれ、私たちみずからの問題もありますので、今後またこの関係については質問をしていきたいと思いますが、今回、私が中心にお聞きをしたかったのは、給食時の牛乳パックを瓶ということで質問をしたわけですが、いろんなことが申されましたということで、3年ぐらい前と状況は全く変わっていなかったということですね。それで、重いとか、水滴が出て危ないとか、衛生上も瓶よりかパックが安全であるとか、そういうふうなことを申されました。重い、これはいろんな意味で瓶1本重いですよね、それがたくさんになったらもっと重いです。そういうふうな理由で、学校に限らず、このリターナブルというシステムがなかなか定着しないわけなんです、そこをクリアできるのは、こういう学校であるとか各施設、病院、そういうところが本当に導入しやすいと思って、今回、ここに上げているわけでございます。昔、私たちの子供たちは、丸いのにちよっとくぎのようなものが出て、ぱっとあけて飲んでいて、家庭も必ずあけるちよっとしたものがありませんでした。そういうものが必ずあって、あけて飲んでいて、子供から瓶を割ったとか、その瓶の割れていたの口をけがしたとか、水滴でだれかが滑ったとか、そういうことを私自身いろんな保護会の折にも聞いた覚えがないような気がしています。そういう中で、家庭でも瓶で飲むということで水滴が困るとかは余りないと思いますので、もう一遍本当の立場からこういうことができないのか、ぜひ

お願いをしたいと思います。

それから、質問の中で、学校のみならず保育園、幼稚園、病院等、どういうふうになっているかということもお聞きしましたので、その辺もお願いをします。ちなみに伊万里市では、同じこのことを質問なされておったわけなんです——3月議会でされています。そして、市民病院等では、これは私と同じ時期で3年ぐらい前にされておりますが、もうそのとき既に公的部分では実施をされています。でも、学校ではなかなか業者との関係があって難しいということで、今の子供たちが卒業するまでは何とか実施をしたいということですので、来年の3月までには実施をするということで、伊万里市では努力をされているようですので、ぜひその辺、連携をとるといことも大事だと思いますし、いいことですので、ぜひいい方向に進むように、もう一遍御検討を、今すぐどういうふうじゃなくて、長い時間に立って、1年後、2年後でも結構です。何とか方向性を指し示してほしいと思います。

それから、市町村合併についてでございますが、今のところでは6名の委員さん、これは任意協からの引き続きということであると思います。それに加えて、新しくなられた方もいらっしゃると思います。ということですが、第1次産業の実績とか代表であるとかということが申されました。鹿島市は第1次産業はもちろん大事なんです、一番多いのが第2次、第3次産業なんですね。ということは、雇用されている労働者ということであります。いろんな意味で、戦後の日本を支えてきたのは、やはりそれぞれの組織された労働者といいますか、の力は大きいものがあるかと思しますので、こういうときにいろんな意味で役に立つ意見を言うとか、いろいろ勉強をしている労働団体の代表というふうに私は思っていますので、それぞれの方は大変すばらしいので、その方たちを引きおろすとかなんとかじゃなくて、そこにぜひ加えていただくことができないかということで、前回に引き続き、ぜひこの件についてお願いをして、また御答弁を求めたいと思います。時間が差し迫っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。

先ほど、福祉タクシーの助成の関係について御質問を受けましたが、近隣の、例えば、塩田町については福祉タクシーの助成をされておると、こういうことも聞いております。じかに障害者団体の方ともお会いして、この要望については聞いてもおります。そういう関係で、私どもとしてはやはり障害が重度ということで共通した部分については、できれば現在ある制度に合わせたいというふうに担当の福祉事務所としては考えます。

なお、十分内部で検討をしながら、できれば実施していきたいなというふうに考えております。

それから、法人化に対する行政の支援をということであったかと思います。私どもとしては、できる限りのことをしたいというふうに申し上げておりますが、前例として、浜の福祉作業所もあります。そこを参考にしてまいりたいというふうに思います。

ただ、この法人化につきましては、やはり先ほど議員申されますように、基本財産が必要になってきます。こういうことと、あと障害者自身、あるいは障害者の家族の方、こういう方々の熱意というものが必要になってこようかというふうに思います。その点でもよろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

それから、土地の関係について御質問をいただきましたが、これにつきましては先ほど総務部長の方から申し上げたとおりであります。法人化の支援について今申し上げたように、私どもが市の内部でこれについても支援ができるのかどうか、やっぱり法人化をされる時点で支援の方法としてこれもできるのかどうか、この辺、部内で検討をしていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

それから、シルバー人材センターの関係で御質問もありましたが、これについては私どもが直接シルバー人材センターの方にどうこうするという事はなかなか難しゅうございますので、だた、例えばですが、私どもが市で発注するもので、障害者の作業所ででもできるものがあるのかどうか、こういう点ではやはり当然検討していく、それこそ市役所内で検討していくべきことではないかというふうに思いますので、私の福祉事務所といたしては関係方面にその点でお願いなりをして調整をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

11番議員にお答えをいたします。

12年度から申し上げますと、12年度では普通障害者控除 317名、特別障害者控除 255名、実人員で 565名になっております。13年度では、普通障害者控除 286名、特別障害者控除 247名の実人員 526名、本年度、14年度分の所得に関しては普通障害者控除が 270名、特別障害者控除 239名、実人員で 501名ということになっております。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

土地の問題だけに限ってお答えをさせていただきます。

2回目の御質問が当該作業所のみをとらえての御質問であるのか、福祉問題一般論として質問をされているのか、ちょっとよくわからないところがございますけれども、一般論としてお答えをさせていただきます。

まず、土地の貸し付けについてでございますけれども、例示をされましたその場所につきましては、その土地を取り巻いております物理的な状況とか、その土地が抱えております経過がどのような状況になっているのかがこの場ではわかりませんので、まことに申しわけありませんけれども、具体的にお答えをすることができません。

それから、土地の貸し付けに係る有償、無償の問題ですけれども、市が土地を手に入れます場合は当然税金でございますから、このところを念頭に、土地の利用目的とか形態などから総体的に判断をすることになろうかと考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

答弁ありませんか。北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

2回目の御質問にお答えいたします。

パックから瓶へという御質問でございます。保育園、病院、幼稚園の使用状況等については、私のところでは現在のところ把握をいたしておりません。パックから瓶へ変更した場合、容量がかさむために、牛乳の保冷庫が現行数では不足するということになります。このため、新たに購入しなければならず、大体1台当たり800千円程度の牛乳保冷庫の定価でございますけど、それを対処した場合は財政上の検討が必要になります。そのほか、資源の再利用につきましては、重要な教育の一つと考えておりまして、このパックを使ったしおりやはがきづくり等も紹介されているところであります。このような理由によりまして、教育委員会といたしましては、このままパックでの給食を今後も進めていきたいと思っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

寺山議員の2回目の御質問についてお答えをいたします。

この法定合併協議会の委員の選任につきましては、確かに寺山議員の方から臨時議会の席でも要望がありましたことは承知をいたしておりました。しかしながら、最終的にこの委員の選任につきましては、1市1町の協議により、人数、あるいは議員の方々の承認をいただくわけでございます。そういう正式な場を経て、今日またスタートをしているわけでございますので、ここで鹿島市独自が新たに選任して委員を加えるということは難しい状況であるというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

3回目でございますが、最後に時間が少しありますので、お願いをさせていただきたいと思っております。

身体障害者福祉とともに知的障害者福祉、そして精神障害者福祉についても、市がその第一線の実施機関として責任を持ってその仕組みをつくるという立場から今回の質問をさせていただきました。障害者の多くは、3割から5割、障害の種類においては違いますが、ほとんどの方が家から余り出ないで暮らしているという実態調査の報告もあるようでございます。その外出しない理由の中に、車などに危険を感じるとか、障害に理解のある就労施設がない。また、いろんな意味で出にくい状況がいろいろあるようでございます。そういう種別、障害の種類によって、サービスの違い、ばらつきという状況を少しでもなくしていくことが、こういうことを少なくするというふうには私は考えます。きちんとしたニーズ調査というものも考えなくてはならないわけですが、より暮らしやすいように、サービスの実施を今回申しました一つ一つは枝葉でございます。その枝葉を先につくるのか、または本当の母体となるところを先につくるのか、どちらがどちらでも構いません。ですが、一つ一つをつくり上げていって、実施を積み上げていくことを今後の課題とし、一緒にノーマライゼーションといえますか、そういう中で私たちみんなが暮らしやすい鹿島市にさせていただけることをぜひお願いしたいと思います。

最後になりますが、この精神障害者施設については野島、浜にあります福祉作業所の法人化へ進んだ道を参考にしながら、今後進めていきたいという御答弁をいただきましたので、ぜひその辺、本当によろしく願いをして終わりたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、障害者の支援対策のことではありますが、身体、精神、知的、それぞれの障害者に対するサービスのばらつきがあるんじゃないかとの御指摘ですが、私もよく中身を検討した上ではございませんが、確かに御指摘のように精神障害者へのサービスが一番おけているという御指摘については、精神障害者への政策そのものが、やっぱり我々も聞く回数が少ないですね。そういう意味におきましては、やっぱり確かにおけているなという印象は私も同様に持ちます。それで、ただ身体、精神、知的、それぞれ障害の分野といいますか、これは違うわけですので、対応も違うという部分と、またそういうふうな身体、精神、知的障害それぞれ違うけど、こういう部分は同じであっていいじゃないかという部分があると思うんですね。このあたりはよく今から私自身も中身をよく検討していかなければならないと思っております。

なお、この障害者への支援については、まだまだ全体的には不十分であるという認識は十分持っております。昨日も、ある議員の御紹介で、この分野での紹介をいただきましたが、

まだまだ網の目が細かな網の目になっているというふうには私自身も思っておりません。このことは、国、県、市、よく話し合いをしながら、今後、早急にサービスを受けられる側が満足できるように頑張っていかなければいけないということを考えております。

それから、ひまわり作業所の法人化についてでございますが、これはそういうふうな意向を持っておられるということであれば、市も全面的に協力をして支援をしていくべきだというふうに思っております。

それから、障害者の雇用についてで、シルバー人材センターへ依頼している中で、例えばひまわり等へ依頼ができないかということでございますが、これは市で直接シルバー人材センターへお願いしている分については、中身をちょっと勉強させてください。その分があれば当然してよろしゅうございます。

それから、もう一つ、民間からシルバー人材センターへ依頼をされている分についても、そういう御理解がある依頼者については、そのようにしていただけませんかと。例えば、Aさんという市民が草取りなら草取りをシルバー人材センターにお願いをしたいと、そういうことで障害者に来てもらってもいいですよと、こういうことを言っていただける方には当然いいと思いますので、このことはシルバー人材センターの方へ市の方からつないでみたいというふうに思っております。

それだけでございます。

○議長（小池幸照君）

以上で11番議員の質問を終わります。

午前中はこれにて休憩をいたします。

午前11時37分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

6番山口瑞枝でございます。一般質問最後の順番となっておりますので、お昼からということでございます。ゆっくりと時間をかけて質問をしたいと思いますので、答弁の方は簡潔にわかりやすくお願いをしたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。大きく分けて、今回は4点についての質問でございます。

1、合併における新市計画の方向性、2、少子化対策、3、地域の教育力の推進、この推進としておりますけれども、これは構築というふうにお考えいただいた方がいいと思いますので、よろしく願いいたします。4点目がスポーツ振興についての質問でございます。

まず、1点目の合併における新市建設計画の方向性についてお尋ねをいたします。

5月の臨時議会において、鹿島市・太良町合併協議会の設置に関する協議が可決され、合併を念頭に置いた協議がスタートされました。5月の19日には第1回の合併協議会が開催され、両市町、県からの派遣委員2名を加え、22名の合併協議会の委員も構成され、新市への誕生に向け、慎重な協議が行われていくものと考えます。本議会からも議長を初め議会代表委員として中西副議長が協議会へ参加をされているところです。

さきの市長の提案理由の説明の中で、第1回の会議で四つの事業計画が承認されております。先日、北原議員の質問にもありましたが、一つ、54項目に上る合併協定への協議、二つ、事務事業の協議調整、542項目にわたる事務現況調整項目の調整案の作成、三つは、新市計画の策定、四つ目に、広報啓発活動、住民の交流事業等の事業計画となっております。私はこの三つ目の合併後のまちづくりの方向性を定めるための新市計画には、特に十分な時間と協議が必要であると考えております。

本市におきましては、平成13年第4次総合計画が策定され、八つの重点プロジェクトのもとに事業が進められているところであります。太良町との合併については、新市の総合計画のようなもので、策定に当たっては、新市のビジョンづくりの基礎的データとするため、住民のアンケートなど実施することになりましたとあります。第4次総合計画の策定に当たっても、従来のコンサルタント中心の計画策定に頼らず、十分に市民の意見を取り入れ、官民一体となった手づくりの総合計画の策定であったと市長も自負されておりました。本市の独自性のある住民の意向が存分に反映された計画であったと思います。

今回の合併は、合併特例法の期限である平成17年3月末までに22カ月を切っており、短い期間ではあるが、鹿島市の将来に禍根を残さないように——禍根というのは、災いを起こすもとを残さないようにということでございました。鹿島市民にとっても最善の方向を見きわめる旨を市長も申されております。この新市計画は市長の、いわゆる禍根を残さないためにも、市民の十分な理解と第4次総合計画に基づく新市計画でなければならないと考えます。アンケートを実施されるにしても、現在ある第4次総合計画の市民への十分な熟知と、特に歴史、文化、風土の中にある鹿島ならではの独自性を持つまちづくり計画は、必ず生かされるべきであり、住民もそれを望んでいると考えます。

アンケートを実施すればいいというものではなく、十分な市民のまちづくりに対する資料の提供と、合併期限にとらわれ過ぎて、判断材料が希薄にならないように十分な配慮をされる必要があると考えます。合併後のまちづくりの方向性を定める新市建設計画についての市民アンケートとはどのようなものなのか、どのような内容を考えておられるのか、新市のビジョンづくりの基本的データにするため、生かせる生きたアンケートとはどのようなものなのかをお尋ねいたします。

次に、小さい2項目の特区についてでございます。

この件につきましては、昨日の中村議員の質問とほぼ同じであります、通告をいたしておりましたので、再確認の意味で質問をいたします。

答弁の方は本日一般質問の答弁が新聞に載っております、この特区については考えがないという旨のことが載っておりましたので、私はそれはそれとしてですね、先ほど申しましたように、再確認の意味で質問をいたします。

小泉内閣が昨年6月、構造改革の目玉の一つとして打ち出しました構造改革特区、この構想は、特定の分野の規制を地域限定で緩和することにより地域経済の活性化を図るというもので、最大の特徴は地方公共団体の民間の知恵と工夫をベースにしていること。国が定めた制度や仕組みの中で行われた従来の規制緩和とは異なり、地方の特性を生かしたアイデアを募集するという新しいタイプの経済活性化の戦略であると言われております。これは昨日の7番議員の質問と答弁にあったとおりです。昨年の8月末と本年1月、2回の特区構想提案募集では、全国から合わせて1,077件が提案されました。その1,077件の提案の中には本市は入っていなかったということです。これを受けて認定が4月17日に発表をされました。その一段がですね。その数が57件、その後、6月にも60数件の認定がなされております。特区には、今回県全体で指定を受けたもの、また、小さく市町村単位で認定を受けたものとそれぞれ規模の違いはあれ、夢や希望、アイデアが生かされた地域活性化に一役を投じることになるはずですよ。

昨日の質問の中で、この考えがないということを書いていらっしゃいましたが、私は数件の資料といたしまして、特区を受けたところで、数件のものを取り上げておりました。全部は申しませんが、これから佐賀県の構想の中で考えていくというようなこともおっしゃっておりますので、一つだけですね、これはアイデアとして、この特区の認定で参考になるのではというものがありましたので、通告をいたしておりましたので、この件について紹介をさせていただきたいと思っております。

今回の特区認定の中で私が一番目を引いたものは、徳島県の海部町の海部町ふるさと教員制度特区です。これは本当に本市としても、アイデアは参考になるんじゃないかと思っております。この海部町は徳島県の南部に位置する人口2,700人ほどの小さな町です。普通教職員というのは、都道府県が任用して給与を負担しますが、海部町は平成7年から町が雇用する教職員免許を持つ先生、ふるさと教員制度というものがありました。今回の認定を受けて、これまで助教員という位置づけだったふるさと教員が、ほかの先生と変わらず、小・中学校の学級教科担任をできるようになり、現在、2名が任用されております。このふるさと教員の最も重要な役割としては、地域と学校のネットワークづくりであり、週1回だけ、全く授業のない日を設け、農家や漁師、町の商店を訪ね歩く。そうしたお米づくりやお茶づくりなど、地域の特性を生かした体験授業への参加は住民に呼びかけるというもので、その結果、これまでにサツマイモ栽培、ビニールハウスの見学など、さまざまな体験授業が行われてお

ります。このふるさと教員は町の職員であるので、町内の異動だけで、その利点を生かして、地域と学校がネットワークをつくり、町の人たちと先生が触れ合う授業を実現することがふるさと教員の仕事であり、自分の住む地域を知ることが、必ず教育の充実につながると提案され、認定を受けられたということでございます。

今回の特区の提案について、昨日の答弁で当市としての活性化、浮揚につながるか、見きわめが難しく、提案には至らなかったという答弁でございましたが、私は市長は大変なアイデアマンであり、職員の皆さんにも今までまちづくりのアイデアを提案していただき、施策に取り入れたり豊かな発想をお持ちとおっしゃっていましたので、この件については、真っ先に応募されると思っておりました。特徴ある鹿島市活性化のため、行政のみならず、市民からの応募を受け、官と民が一体となったまちづくりのアイデアを提案することも合併に向けての第一歩ではなかったかと思っております。

特区の募集について、全庁的に話が出たのか、また市民からのアイデアの募集の考えはなかったのか、昨日の答弁を聞いておまして、提案に消極的であったように思いましたので、今回質問をさせていただいております。また、総務省からのこういう構想があることについて、受け入れをどの窓口でやっていらっしゃるのかですね、そのあたりも全庁的に皆さんが認識をしていらっしゃるのか、そのあたりのことについても御答弁をいただきたいと思っております。

特区については、以上でございます。

次に、大きな2点目の少子化対策についてでございます。

少子化が大きな社会問題となって久しくなりますが、出生数はふえるどころか、減少する一方です。厚生労働省の人口動態統計によりますと、平成14年の年間出生数は約115万6,000人で、前年に引き続き減少傾向にあります。団塊の世代と言われる昭和22年は、年間出生数は約267万8,000人で、現在は4割近くまで減少していることとなります。1人の女性が産む子供の予測数を示す合計特殊出生率もベビーブームの昭和22年は4.54人だったのが、平成13年は1.33、14年度で1.32まで落ち込んでいます。1組の夫婦が子供を2人以上産めば、人口は現状を下回ることはありませんが、それ以下になると減少していきます。進む少子化は、我が国の未来に暗い影を落とすと言われております。この子供たちがやがて大人になり、次の社会を担い、今の成人が高齢者になったとき、その生活を支えるのは今の彼らでございますので、納税者が減少すれば、老後も不安定なものにならざるを得ない。成人数の減少は、彼らが産む子供の減少にもつながり、急速に進む少子化は、国家的な危機とも言えるということです。

政府は少子化対策として、エンゼルプランや待機児童ゼロ作戦など策定し、これによって認可保育の開所時間を延長したり、非営利組織NPOなどの保育所参入を推進し、女性が子供を産み育てやすい社会環境を整えようとしておりますけれども、少子化はまだ歯どめがか

かっておりません。当市においても少子化対策について数々の施策が講じられておりますが、その状況と対策について当局のお考えをお尋ねいたします。

結婚、出産、子育てにおける環境整備については、当市としてどのように取り組まれ、市民のニーズにこたえられているでしょうか。

厚生労働省の第12回の出生動向基本調査によりますと、女性の晩婚化が進み、平均初婚年齢が26.8歳で、結婚5年目未満の若い夫婦が実際に産む予定をしている子供の数も初めて2人を割っております。平均初婚年齢は、夫が28.5歳、妻26.8歳で、女性の晩婚化は少子化に一層拍車がかかる傾向にあるとされています。晩婚化、未婚化については、女性は今よりもよりよい生活ができる相手と結婚したい。男性は自分の収入で満足し、家事をこなしてくれる人と結婚したいと考えて、相手を待ち続けるからだと言われております。その結果、親と同居し、いつまでたっても結婚しない、いわゆるパラサイトシングル、寄生独身者と言うそうです——がふえ、その数が全国で1,000万人、彼らは生活や家賃を親に頼り、自分の収入は趣味や高級品の購入に費やすといった生活を送る。このパラサイトシングルが未婚化、晩婚化の原因の一つであると指摘されています。結婚しても教育費の増大、住宅事情の悪化など将来への不安が少子化の原因にもつながっているようです。さらに、高度経済成長期以降、学歴偏重主義が蔓延し、受験戦争が激化する中で、大人になるまで子供たちは競争社会の中にさらされるといったところであります。この競争社会の中で生きてきた子供たちが大人になって子供を産み、育てるというのは、なかなかストレスで大変だということがございます。このストレスになるのは、一つは、核家族化ということがございます、育児ストレスが子供を産まない、こういう時代になったと言われております。

そういうことの中で、自分の子供をかわいいと思えない親や子供、子供を育てることを煩わしいと感じる親もふえている。その結果、体罰や虐待に走ってしまうケースが少なくなく、子育ては大変というイメージが広がると、子供を産まない女性が増加し、少子化はさらに加速していくと言われております。

このような現状に対して本市における少子化対策がどのような形をとられているのか、それにより母親の子育てに対する改善ができていていると考えていらっしゃるのか。

もう一つ、本市の少子化率と推進事業の現状をお聞かせいただきたいと思っております。また、これをお尋ねしたいんですけども、特に幼児虐待の例が当市にはあるのかなのか、あわせて数年前に農林水産課の方で花嫁対策事業的なものをされて、出会いふれあいサポート事業をされたというようなことがあったと思っておりますけれども、そのときのそういう事業に関して、その結果はどうであったか、どのようなことをなされたのか、お尋ねしたいと思います。

次に、大きな3点目、地域の教育力の推進、これは構築ということについてお尋ねをいたします。

近年の都市化、核家族化や地域における地縁的なつながりの希薄化などに伴い、しつげに

ついて自信を喪失したり、子育てに関する悩みや不安を持つ親が増加すると指摘をされております。このような中、子育てを支援する人材の育成や子供を持つ親と子育て経験者が交流する機会を設けるなど、地域における子育て支援ネットワークづくりが求められているところです。例えば、保育所や学校を中心にして、その地域の子育てを支援できる人を募り、親が子育てに困ったときは、すぐに相談できるような体制を整えておく。あるいは地域の中に子育てたまり場のようなものをつくって、親や子供だけでなく、近所のおじいちゃん、おばあちゃん、子育てを終えたベテランの主婦など、いろいろな人たちが気軽に集い、みんながボランティアで子供たちの面倒を見られるようにする。こういったシステムが機能するようになれば、さきに述べましたような育児ストレスを抱える母親も減ってくるのではと思っております。

以前、日本には周囲が育児を支えていくシステムがあったと思います。大家族性と地域社会とのつながりで、大家族で3世代同居が当たり前で、近所とのつき合いもあったので、育児や家事など周囲の助けを得ることはそれほど難しいものではなかったし、育児に対する不安や愚痴を聞いてもらうことでストレスも発散できたし、子供がいけないことをしたときは、気づいた大人がしかってくれたように思います。こういう社会の中で、親は安心して目を離すことができたし、親が意識的に子育てをしなくても、子供たちが自分で育っていくのを助ける子育ての力が地域社会にはあったように思います。地域社会が持っていた役割を見直して、地域での子育てを支援していくシステムを再構築するしかないだろうと私は考えております。このシステムの再構築について、手だて、方策はあるのか、当局のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

人を支え、助け合う、ケアする地域社会の構築は、市長がいつも言われます大いなる田舎づくりの原点だと思います。日本の風習として残されるべき3世代交流の場の拡大が今は必要だと思います。ハードからソフトへの時代の転換のとき、この共存共生、お互いにケアする精神はすべての分野に望まれると思います。こんな時代だからこそ、地域社会の教育力を見直し、母親の育児ストレスを軽減させ、子育てに喜びを見出せるようにすべきだと思います。

そこで、エイブルや地区公民館の役割をもっと緩和してほしいということです。地域のたまり場としての活用も必要だと思います。地域社会の再構築こそが今の少子化問題を解決するだけでなく、将来の少子化の育成と高齢化社会がうまく融合していくと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

先ほど申しましたように、エイブル、各地区公民館の役割の見直しという点で、現在いろいろなことがなされておりますけれども、例えば、いつでも、だれでも、どこでもということで、土日、祭日の開放ですね、たまり場としての役割をどういうふうと考えていらっしゃるのか、そのあたりをお尋ねしたいと思っております。

次に、伝承芸能についてですけれども、地域文化の振興という観点から質問をいたします。

それぞれ地域における風土、慣習に根差してきた祭典や行事、民俗芸能、伝統文化など、個性的な文化の振興を図るとともに、地域にかかわらず、人々が文化を鑑賞、創造するための環境整備を図ることにより人々の創造性や人間性をはぐくまれ、ひいては地域社会や経済の活性化につながると考えられます。当市においても各地域にさまざまな伝統芸能があり、特に面浮立については、その地区特有のものをもち、催事には必ずと言っていいほど、地区民の五穀豊穡を願い受け継がれております。年々伝統芸能が後継者の減少にあると言われておりますが、幸いにも私たちのところでは、市内の保育園や小学生、地区の子供会などを通じ、また継承されているように思います。地域の教育力の復活を感じさせているところでございます。

先日、5月の20何日やったですかね、ガタリンピックの前に、県子連の方から鹿島市の方へ県事業として、韓国の子供たちが50数名来ましたけれども、そのときに歓迎交流会の中で、大村方の子供獅子の方を披露していただきました。やはりそういうものを見るにつけ、他国の子供たちも向こうの伝統芸能を皆さんに紹介しておりましたけれども、ああすばらしいなあというふう感じておりました。小さいころからですね、こういう郷土芸能を継承するということについては、本当に地区の皆さんの努力あってのことだというふう強く感じたところでございます。

こういう伝統文化を伝承することは、おじいちゃんやおばあちゃんから子へ、子から孫へと3世代を通し指導していただくことに、交流の大事な時間を共有できる楽しさが生まれてくると思います。次世代を担う子供たちに対し、土曜、日曜などにおいて、学校、文化施設を拠点として、日本文化の継承ということで、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能など、計画的、継続的に体験、習得できる機会を提供する事業を行うとしています。また、地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸など、個性豊かな伝統文化の継承、発展を図るため、伝統文化保存団体等が実施する伝統文化の保存活用の事業を支援するというふうになっております。当市において、この事業についてどのような取り組みをされようとしているのか、また、事業支援はどのように進められているのかをお尋ねいたします。

次に、最後のスポーツ振興についてでございます。

本市のスポーツ振興については、野球、サッカー、テニス、ソフトボールとグラウンドゴルフ、ゲートボールなどいろいろな種目があり、体力アップ、あるいは健康増進と、スポーツを通じ、コミュニケーションづくり、それから人と人とのつながりの中での楽しいひとときを過ごす、そういうふうなことで、幅広く親しまれております。また、スポーツに対する環境整備も西牟田のテニスコートの整備、蟻尾山運動公園の野球場、陸上競技場、補助グラウンドの整備と、市民が親しみやすい環境へと着実に整備が進んでおります。

そこで、次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目、社会人スポーツクラブについての行政の関与ができないかということです。これは支援補助ということでお尋ねをいたします。

社会人クラブチームについては、職場、あるいは同好会、地域リーグに参加したチームとさまざまに活動が行われております。特に地域リーグに加入しているチームについては、年間を通して仕事を終えた後に夜間照明のある会場で週3回から4回の練習を行いながら、シーズン月4回の公式戦を行っているところです。若者が鹿島を離れていく中、鹿島に残って仕事を終えた後、自分の好きなスポーツで汗を流し、自分たちで楽しみや人と人とのコミュニケーションづくりの中で、ふるさと意識を高めていこうとしているさまは、鹿島の未来に明るさを感じるものでもあります。時には少年スポーツクラブの野球教室やサッカー教室、土日等に関き、スポーツ指導をしながらスポーツを通した触れ合いづくりへと頑張っております。しかし、各チームの公式戦出場には大きな費用も伴い、また、練習会場の借り上げにも相当な費用がかかり、チームの大きな負担となり、金銭面でも好きなスポーツをやめざるを得ないものが多いと聞いております。

佐賀県のJ2サガン鳥栖の方もですね、地域のプロリーグとして活躍しておりますけれども、今日の不況で相次ぐスポンサーの撤退で、存続さえも厳しい状態にあると言われております。そんな中に鳥栖市はサガン鳥栖に対し、全国に名前を広めた効果は大きいとして、今回30,000千円の資金援助とホームの会場の減免措置を打ち出しました。また、佐賀県の古川知事も、佐賀にあって、知名度を高めるチームとして、大会にもできるだけ応援にかけつけたいと述べられています。応援だけかと思いましたが、今回は何らかの支援策も県として考えていらっしゃるんじゃないかなあというふうにも見受けられております。スポーツを通して、社会人クラブチームがその地域の知名度アップに通じることを考えれば、会場の減免措置、資金援助等、行政として何らかの関与は考えられないものだろうかということです。鹿島で頑張っている若者たちが時間とお金を楽しく有意義に使えるような優遇措置をお願いしたいところですが、当局のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、高齢者スポーツについてでございます。

年々国民健康保険、高齢者の医療費は増大する傾向にあります。だれもが健康で長生きしたいと思うところですが、自己管理をきちんとやらないと、これは到底長生きもできないところです。平成14年度において75歳以上が全国1,000万人を超え、65歳以上の高齢者も3,000万人を超え、総人口の4割が高齢者と言われるように、まさに高齢社会となっております。健康管理については、日常の食生活のバランスをとり、ストレスをためない、定期的に健康診断を行うなど、常に気をつけておく必要があります。

また、ストレスをためない、残さないためにも、家庭での引きこもりをなくし、郊外での運動は重要な健康管理の一つでもあります。当市における高齢者健康スポーツについて、どのような指導がなされ、どのようなものがあるのかをお尋ねいたします。また、会場について

も、時々これは市民の皆さんから出ておりますけれども、雨天の場合でも楽しめる施設、雨天でもできるような整備ができないかというようなこともよく言われておりますので、これについての考えもお尋ねしたいと思います。

最後です。中学校部活動の指導者研修についてでございます。

今回NHKの佐賀大会におきまして、鹿島実業高校が佐賀県のトップに立ったことは、近年では明るい鹿島市のニュースではなかったかと思っております。画面いっぱいに映し出されました鹿島高校の野球部の生徒たちの顔を見ておりますと、本当にうれしいなあ、（発言する者あり）実高です。（「高校と言うた」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。鹿島実業高校の皆さんの、今までいろんな練習に耐えて、佐賀県の頂点に立ったという、あの有意義な姿を見ておりますと、本当に私たちも感動さえ覚えたものでございました。こういう姿を見ると、監督、コーチ、生徒に対する適切な指導のあり方が大きいということも感じさせられました。

そこで、彼らは小・中学校からずっと一生懸命部活を通して、指導者のもとでこうやって高校でも頑張っているところでございますので、中学校の部活についてお尋ねをいたします。

小・中学校の部活動については、子供たちの学習時間を除く大きな時間の割合を占めております。指導に当たっては、先生方は多忙な中、学社融合の流れもあり、外部コーチの方が部活動の指導に当たられていることが多くなっていると思います。中学生という年齢は多感な時期であり、微妙な年齢にある子供たちに接することになりますが、教育現場におられる先生方と外部コーチの方々との意思の疎通を図ることはもちろんであります。教育現場における部活動について研修をしていただくことも必要であると考えますが、その手だてはあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、少々長くなりましたが、1回目の質問といたします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、私の方からは山口議員の1番目、合併における新市計画の方向性、(1)第4次総合計画に基づく独自性のあるまち、(2)特区についてお答えをいたします。

市民の手づくりであります第4次総合計画は、都市像に「人が輝くまち鹿島」、サブテーマに「大いなる田舎の創造を目指して」を掲げて、これからの鹿島のまちづくりを目指しているところでございます。これらはまさに鹿島の独自性であり、鹿島にしかない特性を生かしたまちづくりを目指すものであります。

このような総合計画は当然、他の市や町でも策定されておりますので、新しい市の建設計画を考えていくに当たっては、お互いが独自性のあるまちづくりを維持し、また、融合でき

るように主張し、尊重していかなきゃならない大事な事柄でございます。

さて、鹿島市・太良町合併協議会が行う事業の一つであります新市建設計画の策定に当たっては、新市のビジョンづくりの基礎的データとするため、住民アンケート等を実施しております。これは合併事務局の方で取り組みますが、その方法、あるいは内容等については、まだ具体的なものはなく、明らかにされておられません。しかし、近いうちに幹事会や協議会の中に案が示されるものと思っております。本来ならば住民手づくりの新市建設計画を作成するためには、鹿島市が行ったように、両市町の住民代表委員による策定委員会等を設置して、議論を重ねながら決めていくのがベストかもしれませんが、これにかわるものが今回のアンケート調査と理解していただければわかりやすいと思います。

したがいまして、このアンケート調査は、私たち住民にとって、新市の将来を見据える非常に重要なものとなりますので、自分たちの手づくりの建設計画とするためにも十分に調査、研究して、こたえていただきたいと思っております。そのためには、まず、現在の両市町の総合計画の中身を知るということは非常に大事なことでありまして、この意味からも、議員の言われることは、いわゆる情報公開、いろんな情報公開ですね、こういったことは貴重な御意見だと思っております。

それから、特区についてでございますけれども、特区につきましては、昨日もお答えいたしましたように、制度の趣旨は十分理解するものでありますけれども、私どもでは今のところ、これでやっていけるとか、これでやっていこうとか、そういった確信、あるいは具体的な方策等は持ち合わせていないところでありますので、もう少し時間が欲しいというところでございます。そして、その特区についての受け入れの窓口につきましては、現在は県の企画の方を通じまして、私ども企画課の方にそういった文書等は参ります。そういうことで、この特区というのは、言われますように、農業の活性化、経済の活性化、あるいは教育の活性化など、我々全庁的にわたる部分が該当するものでありますので、この情報についても当然全庁的に供用していかなきゃならないと思っております。そういう意味で、きのうも助役の方からお答えいたしましたように、そういったことが全庁的に供用できるシステムづくりの構築ですね、そういった点も今後取り組んでいかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

それから、この特区についての住民提案ですね、こういったものは、現在のところまではあっておりません。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

私の方からは少子化対策について申し上げます。

少子化対策といいますと、いささか対症療法的なところがあって、聞こえるわけでありませけれども、そうはいつでも、現実に、先ほど申されますように、合計特殊出生率といましようか、これにつきましては、13年度、14年度におきまして、確実に低落していると、こういう状況でありますので、総合的な対策は当然必要になってくるというふうに思っております。

私ども福祉事務所の方で担当いたしております推進事業の実際のところを御説明いたしますが、まず、放課後児童対策ということで、昼は学校に行っても、小学1年生、2年生、3年生につきましては、やはりまだ低学年というようなことで、自分のうちに帰っても、母親その他保護者がいないという、こういう子供たちに対する施策でありますけれども、これを鹿島小学校、それから明倫小学校、それと今年度からでありますけれども、浜小学校で実施をしているところでございます。これにつきましては、相当数の子供たちが参加をいたしているところです。

それから、同じ放課後児童ということで、保育所の方でも特別な保育事業というようなことで対策を講じております。これは保育所でも同じような状態の子供たちについて、先ほど3校について申しあげました学校区以外の、すなわち古枝、七浦、北鹿島、こういうところの保育所でも受け入れをいたしているところでございます。

それから、特別保育事業と先ほど申しあげましたが、この特別保育事業の中に、ほかに障害児保育、あるいは延長保育、通常朝8時から夕方5時までというのが原則でありますけれども、これを前後に延ばすというようなことで、各園で取り組みをしていただいているところでございます。

それから、一時保育事業ということで、通常は自宅で保育をしている。しかし、その保護者が一時的な別の用事でどうしても子供を見れないという場合には、一時的に保育所で預かるという制度でございしますが、これについてもほとんどのところで取り組んでいただいております。

そういうことで現在進めておりますが、さらに子育て支援センターというものを今エイブルの方で開設をしております。昨年の集計をしてみますと、いろんな子育ての悩み、その他非行の問題とか、いろんな形で子育てに非常に苦勞をしているお母さん方やお父さん方の悩み相談、こういうのが寄せられております。全体で去年は1,500件ほどの相談があっているようです。13年度はそうまでなかったと私記憶しております。500数十件というふうに考えておりましたが、14年度は、生涯学習会館の方でエイブルで開設をした関係もあろうかと思っておりますが、相当実数が上がっているところです。

そこで、一つの事例として申し上げますと、3人目の子供を持ちたいけれども、身近なところに親族その他がだれもいないと、こういう方がおられまして、3人目を産むに当たって非常に不安だと。だれか、今いる子供たちの面倒を見てくれないかという相談も寄せられた

ところでは、そういう点で、ちょうどボランティアでいいですよという申し出をされた方があって、うまくそれが組み合わされて、めでたく出産ということで、現在元気なお子さんがすくすくと育っているというふうな話も聞いております。こういうような事業をいたしております。

あわせて、昨年、それからその前の年から出会いふれあいサポート事業というものを2年にわたって行いましたが、これは市内の男性と市外を含めた女性ということで出会いの場をつくって、1日のバスツアーとか、いろんな事業をしながら、出会いの場をつくってということでやったところが、なかなか実績としては上がっていないようです。ただ、それが今聞いたところでは、2組ほどの実績ということで、うれしいお礼のはがきもらったということもあっております。こういうようなことで、現在、子育てに関する——これが少子化対策といえば少子化対策と言えますので、そのような事業を報告いたしまして、私の方から終わりたいと思います。

あっ、失礼しました。あとほかに幼児の虐待の話もされましたが、これについては、現在のところ、私どもの方には報告が来ていないというところでございます。

それから、出生率はどうかという御質問もあったかというふうに思います。さきに発表されました合計特殊出生率につきましては、先ほども申されましたように、国の段階が1.32、その前の年が1.33ですので、またそれが進んだということで、ただ、鹿島市については、これが私どもは承知をしておりません。ちなみに県の段階で見ますと、平成13年度が1.62、それから14年が1.56というふうになっているかと思えます。

それから、鹿島のそういう出生率が出ておりませんので、実数を申し上げます。出生した実数ですけれども、平成10年が354名、それと昨年が333名と、途中は省略いたしますが、そういう実態になっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

6番議員の少子化対策の中で、以前に農林水産課で出会いふれあいサポート事業等があったかということで、その中でどのようなことをしたか、あるいはその結果はどうかということでございますが、農業委員会では、昭和年代から農業後継者の配偶者対策事業ということで、結婚相談所みたいな事業を行ってまいりました。その意味というのは、農業後継者は昼も夜もよく働く必要があり、なかなか女性との出会いの機会がないというようなことで、結婚がどうしても遅くなると、何とかならないかというような中で、対象を農業後継者という点に絞っておったわけでございます。

どのようなことをしていたかということでありますが、先ほどの福祉事務所長からもあり

ましたように、まず、出会いの場をつくるというようなことで、その出会いの場で、ある地域、あるいは都会の女性等との出会いの場もつくったことがございますが、やはりなかなか成立まで結びつかないというのが現状でございました。その理由はといいますと、どちらかというと、男性の方が年齢的に35、40、50近い方もいらっしゃいまして、女性の方は若い方が多いということで、どうしても結婚観が違くと、どうしてもフィーリングが合わないというようなことの中で、なかなか成立が少なかったわけでございます。

ただ、農業委員の本来の仕事というようなことで、農業後継者にはどうしても農業委員さんが特別な計らいをもって嫁さんを見つけてやってくださいというような中で、一時は相当数の成立があったことは事実でございます。

ただ、その後、いろいろな状況の中で、鹿島と藤津3町、要するに1市3町で共同してやったらどうかというようなことで始めましたが、農業後継者結婚情報紹介というようなことでもございました。ただ、この中では情報提供等が主でございましたので、どうしても最終的にはなかなか行き着かない。ただ、登録制にしたらどうかというような話もございまして、登録制にしたわけでございます。平成9年から12年までの登録者が男子が60名、女子が1名、合計61名でございます。そして、その中で結婚の成立が11組、この登録した者同士とか、しない者との関係もございまして、一応11組ですね。そのうちで農業委員さんが紹介されたものが4組、そういうふうな状況になっております。ただ、近年、どうしても農業後継者だけじゃなくて、やはり先ほど福祉事務所長からもありましたように、いろんな結婚観とかなんとか違うというようなことで、職業をいろいろ言いよったら、どうしてもそういう面では少子化対策にはならないと。ただ、我々農林水産課、あるいは農業委員会が目指すものは、農業後継者の配偶者対策でございますが、そういう面で、我々も広域圏内、あるいはほかのところでやられておりますように、農業者だけじゃなくて、結婚対象者を全部に広めるというようなことで、平成14年4月30日をもって、この事業は一たん閉じようじゃないかと。そして、もう少し広い視野からそういう場をつくったらどうかということで、現在は廃止をしたところでございます。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

私の方からは地域教育力の構築、それからスポーツの振興について、スポーツは(3)を除いてお答えいたします。

まず、地域の教育力の中で、エイブルと地区公民館の役割の見直し、たまり場としての役割ということだったんですけども、現在、地区公民館は土曜日、日曜日でも利用できるようになっております。それで、あと利用の方法については、いろんな方がいろんな形で利用していただけますので、自由にそこら辺はできると思います。

たまり場としての役割ということですが、地区公民館よりも私が思いますには、自治公民館の方がたまり場としてはよりふさわしいんじゃないかと思っております。自治公民館といいますのは、社会教育法で言います公民館ではなく、公民館の類似施設という位置づけになっておりますけれども、ここは地域の人が自主的につくり、運営しているところでありますので、自主、自立、総合計画にありますプロ市民が育つという意味でも自治公民館の役割というのは大きいと思います。ここで、例えば、その三夜待があったり、六夜待があったり、老人クラブがあったりとか、そういったところでの情報交換というのが盛んに行われておりますので、こういったところの活用というのは大変重要になってくると思っております。

二つ目が芸能継承で、どうしようとしているのか、事業支援はどう考えているのかということですが、今、平成14年度からですが、鹿島市では文化庁の目玉事業であります地域伝統文化伝承事業、ふるさと文化再考事業というのに取り組んでおります。これは県内で唯一鹿島市が拠点地区となっております、浮立の里づくり事業ということで取り組みをしております。この中で、平成14年度は32団体、15年度が13団体に対して助成を行うものであります。主な内容は、例えば、笛を吹く人とか、踊る人、そういった伝承者の養成が1点目、2点目が、面とか太鼓とか、そういった用具の整備であります。3点目が、映像記録の作成となっております。そういった中で、三世代の交流というのが盛んに行われておりまして、これが地域の教育力という点では素晴らしいことだと思っております。

次に、スポーツの振興についてでありますけれども、社会人のスポーツクラブ、スポーツを通じて知名度を高めるので、何らかの援助ができないかということですが、鹿島市体育協会、鹿島市の方では、九州大会とか全国大会に出場される場合には何らかの助成をしております。運営につきましては、体育協会の方が加盟団体の方に運営補助という形で出しております。あと施設の利用につきましては、これはあくまでも受益者負担というのが原則だと思いますので、例えば、練習で使うから使用料を安くできないかとか、そういったことはしておりません。ただ、大会につきましては体協加盟の協議団体ですけれども、減免ということをしております。大体去年で58件あっております。

高齢者のスポーツの中で、高齢者のスポーツにどんなものがあるか、雨天でも楽しめる整備はということですが、高齢者のスポーツについては自主的に集まって、広場などでグラウンドゴルフ、ゲートボールなどをされるところもありますし、うちの方ではきっかけづくりということで、これは期間限定ですが、いろんな教室をやっております。今年度の特徴ですが、会員制のスポーツ教室というのをやっております。これは年500円の個人会員、1千円の家族会員ということで、お金を出していただきまして、毎月2回市民体育館の方でやっております。これは希望種目のアンケートをとってどんなのがいいかというのをしております。現在130名ぐらいの会員さんがいらっしゃいます。

雨天でも楽しめる整備はということですが、鹿島市は6地区ありますが、6地区に社会体育館というのがあります。これは県内でも珍しい例だと思います。ですので、まずは、そういったところの活用をどんどんしていただければと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

私の方から保険健康課の立場でお答えいたしたいと思っております。

まず、高齢者の健康スポーツということでございますが、私の方では高齢者の生きがいと健康づくり事業ということで事業を実施いたしております。種類はどういうのかということでございますが、ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、気功教室、それからここに水球教室等でございます。そのほかに、私の方では保健師が老人クラブ等の健康づくり教室というのに向いております。その中では、軽スポーツを組み入れた健康教室というのを行っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

中学校部活の指導者研修についてお答えいたします。

平成11年度から14年度までの4年間、佐賀県の事業でスポーツエキスパート活用事業という事業を実施してまいりました。この事業の目的は、運動部活動の指導に関して、地域との連携を積極的に図り、部活動の維持、展開を円滑に推進するため、外部指導者の活用と研修により教育的意義が適切に発揮されるように支援する事業ということでございます。この事業におきましては、研修を年1回実施し、1回ということは、1日の研修に参加をしていただきました。この事業は平成14年度に終了しておりますが、西部中学校の野球部と東部中学校の兼務でこの事業を活用いたしたところでございます。

ところで、スポーツ少年団活動、中学校の運動部、文化部の部活動は、社会体育、学校教育という違いがあるものの、児童・生徒に対して心身の発達に応じて適切な指導、助言により教育を行うことは共通のものでありまして、個性に応じた能力と技術を正しく導く使命が指導者には求められます。

議員御指摘のように、顧問の先生と外部指導者が指導方針の違いによりまして、部員に対し戸惑いを与えることは指導上好ましいものとは言えませんで、これまでも顧問を中心に活動方針や教育的意義についての理解を求めてまいりましたが、今後も顧問を中心とした指導に当たるようにいたしております。

ボランティアとしての活動、協力につきましては、特に研修制度はありません。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

それぞれに御答弁をいただきましたが、まず、合併の新市計画の方向性ということでお尋ねをいたしました。もちろん、執行部の方も合併協議会の方でも第4次総合計画に基づく自主性のあるまちづくりということを十分に考えていらっしゃるということでございますし、第4次総合計画の重要性、鹿島独自のものを今後新市計画にどのように取り入れていくかということは情報公開をするということでございますので、十分な市民に対する熟知をしていただいて、この計画のアンケートをとれるような資料づくりをしていただきたいと思いますと思っております。

特区については、きのうからずうっともう答えられていらっしゃいますので、ただ、先ほど申されましたように、窓口がですね、そういう各省庁から来た縦割りの中で、農林水産事業には農林水産課の方、福祉事業については福祉の方というふうに、それぞれのところではわかってはいらっしゃいますけれども、総体的なことになると、今回特区のことについても、果たして各担当課の職員の皆さんが全庁的に存じ上げていらっしゃったのかというふうなことも感じます。そういうことであれば、やはり市民の方にもこの特区についての募集があってもしかりと思っておりました。それで、ちょうど昨年8月ぐらいに特区についての提案募集があったときは、合併について2市4町で云々なんていうようなことがあっておりましたので、そこまで頭が回らなかったと、気が回らずに合併の方を重要視したということじゃなかったのかなあというふうなことを危惧いたしましたので、今回質問をさせていただいております。

それで、そういう縦割りの中で、こういうことは、やはり市民、それから市内全体のアイデアとして求められている場合の窓口をどうするかということは、先ほど企画課長の方から答弁をいただきましたが、そのあたりをはっきりとしたところでやっていただきたいという気持ちを持っております。

少子化対策については、総体的なことで、どれとって所長の方から答弁をいただきましたけれども、それは何度となく質問をしておりますので、私わかっております。それで、新エンゼルプランというのが当市でも掲げられて、対策をしてあると思いますけれども、そういう事業に対して、市民のニーズにきちっと答えられるような対策であるのかどうかですね、もう市民の皆さんがそういうことに対しては満足をしていらっしゃるかどうかという点をお尋ねしたかったということでございます。

環境整備については、結婚なり出産なりについては、今一例を挙げておっしゃっていただ

きましたけれども、それはたまたまボランティアで見てもいいですよという方がいらっしやったということでもありますので、子育て支援センターの持つ役割というのを、もっとこういふことでも何でも相談してください、そういうところではボランティアの方もいらっしやるかもわかりませんからというふうな、もっと支援センターでの子育てに対する少子化対策として広報をしていただきたいなあという感じもいたしております。1,500件の相談があったということですので、やはり皆さんは子育て、いろんなことに対して不安を持っていらっしやいます。それが今日の少子化につながっているということですので、せっかく国の施策もありますので、それを受け入れる市としても、それぞれの施策を満足のいくように十分に承知したところでやっていただきたいということですのでございます。

それから、今回生涯学習課長も初めてのこちらの答弁で、ちょっとあれかなあと思っておりますけれども、質問の趣旨に対してそれぞれお答えにはなっていないと思っておりますけれども、もうちょっと詳しい、親切な答弁をしていただきたいなあというふうに思っております。

地域の教育力ということでは3世代交流、先ほどおっしゃったように、伝統芸能、文化を継承するような場所での指導、その中で、3世代の交流というのは重要だということはわかっておりますけれども、先ほど私が質問いたしましたエイブル、あるいは地区公民館の役割というのを緩和してほしいといひますのは、それはもちろん自治公民館が一番地域でたまり場としては使いやすいと思ひますけれども、生涯学習課の方でエイブルの運営委員会というのがあっておりますけれども、やはりこれが高所過ぎるんじゃないかなあというふうなことも少し感じております。何か文化事業をやるとか、あるいは陶芸教室、生涯学習教室というふうなことで、いろんなものをつくったり、教室を開くということに、そちらの方に重点的になってしまつて、だれでも、いつでも来て、そこら辺でゆっくり一日座つて話したり、あるいは図書館に行こうか、図書館で本を読んだり、ゆっくりと子供さんがいたり、学生さんが来たりしたら、その中でいろんな話ができるなあというふうなフロアがもっと必要じゃなかったかというふうなことを感じております。やっぱりそんな教室とか特別な趣味のそういうものを開催されているところで習わなくても、ただ、ぶらつと行ってですね、そこでだれかと会えるんじゃないかなあ。例えば、高齢者の方とか、そういう方もいらっしやると思ひます。子供にしても、ただ何となく行って、だれかとの触れ合いをしたいなあと思つて、人が多く集まる場所に来られる方もいらっしやると思ひます。だから、そういう方々のたまり場としての要素も、やはり箱物が大きいだけじゃなくて、大きな文化事業的なものを作るだけじゃなくて、それも一つの使い方じゃないかなあというふうな、地区公民館の役割もそういうふうな思つて質問をいたしたところでございます。

それから、社会人スポーツクラブについては、そういった減免措置、結局自分たちが趣味の域でやっているから、練習場にはお金を出してするのが当然だというふうなことでございましょうが、やはり年間を通して、1年に何日以上を使用される人たちについては、何らか

の形でそういうふうな支援措置がなされてもいいんじゃないかというふうに考えます。年間に四、五回しか会場を使わないとか、そういうことじゃなくて、年間を通して、100日以上——100日以上といたら3日に1回になりますけれども、それくらいの施設の利用者については、何らかの支援的な方法がとられてもいいんじゃないかというふうなことで、質問をいたしましたところでは。

それから、高齢者スポーツについては、今会員制で——これはとってもいいことだと思います。会員制を募って、自分たちで何をやりたいかというふうなことをやっていらっしゃるという答弁でございましたか、一つこういうのがあります。車いすダンスというのがあるんですね。これは何も障害者がスポーツ的なものでやるんじゃないけれども、高齢者になって足腰が弱くなった、たまたま車いすに頼らざるを得ないという方々が健常者と一緒になって社交ダンスをやるんですね。県内にはそういう組織もNPOですけれども、やっておりますので、そういうふうなことも兼ねて資料的なものを取り寄せられて、こういう会員の中で車いすダンスとか、あるいは社交ダンス、きょうもテレビであっておりますけれども、社交ダンス等をやってもいいんじゃないかというふうなことでございますので、そこら辺は資料を取り寄せて考えていただきたいなあというふうに思っております。

この地域の教育力については、先ほど申しましたような、各公民館のたまり場、それからいろんな場所もあると思いますので、きょうニュースで言うておりましたけれども、あるビデオ店ですかね、本屋さんですかね、店をもうやめてしまったということがありました。その方は自分が万引きした子供を直接警察に引き渡したばかりに、警察が来て補導されている中で、それを振り切って線路の中に入って列車にはねられて、子供が亡くなったということで、人殺しだとか、いろいろなことを言われたということでございましたけれども、やはり今ですね、その方がいろんな方面からあなたは正しいことをやったんだとか、いろんなことで言われておったということですから、ちょうど5カ月たった最近になってもうお店をやめられたということは、その中で店を再開されても、ビデオに万引きする子供が映っていても、それを注意することができなかつたと、注意したらまたということで、見逃してしまうような今の世の中だということがつくづく感じさせられました。

やはり昔はしかってくれる近所の怖いおばさんとかおじさんがいたんですけれども、今は地域の中で、そういうふうに注意どんするなら、どがんさるっじゃいわからんと、殺さるっじゃいわからんばいというふうな声が聞かれるんですね。ですから、それはやっぱり以前のように地域の皆さんが一人一人を思いやったり、共存社会の中で子供たちを育てるというシステムをみんなでつくり上げたら、またいいんじゃないかというふうなことで、今回も地域の教育力の推進、構築ということで質問をいたしておりますので、最後になりますけれども、何か皆さん方に全体的な方策があれば、今後の方向性としてお聞かせをいただきたいと思っております。

これで、2回目で終了します。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

関係分につきまして、幾らか総括的に申し上げたいと思いますが、まず、地域の教育力につきまして、先ほど生涯学習課長の方から答弁を申し上げておりますが、エイブルとか地区公民館はできるだけ開放しておりますが、場所の提供だけではどうしても受け身的な交流になりがちでありますので、自治公民館あたりの活用が、両方の機能がより生かされるということでの答弁を申し上げたかというふうに思います。しかし、私どもも今現在も行っておりますが、運用上の工夫、あるいは方法等につきましても、今後とも知恵を絞っていきたいというふうに思います。

この地域の教育力ということで、これはいつか北原議員からも3世代交流のことにつきまして学校教育の中で何かできないかというような御質問を過去にいただいたと思いますけれども、このときは、特にお年寄りとの交流では、非常にバラエティーに富んだ試みを紹介したと思います。つまり、こういうことが地域でできないか。そのために、山口議員のような御疑問を持たれ、必要性を感じておられるような方がかなり市内におられるわけでありましょうから、いわゆる言い出しっぺになる方、糸口をつくっていただく地域の大人がやっぱり学校の先生にかわって求められるときでもあろうというふうに思っております。

もちろん、生涯学習課を中心にしまして、先ほど課長が申しあげましたようなイベント、あるいは働きかけ、こういったものは積極的に進めてまいりますけれども、この地域教育力は、今全国を挙げての大命題でもありますので、こういう地道な取り組みを重ねることこそ、まさに構築への基盤であるというふうに私は思っております。

それから、社会人スポーツとか、高齢者健康スポーツ等につきましてですけれども、鹿島市というところは、もともとスポーツ熱が非常に盛んな地域性にあるというふうに私は実感をしているわけですが、助成、あるいは運用上の配慮、こういったものはもちろんすべてに行き渡ることにはできませんけれども、できる限りのバックアップ体制はとっているつもりでおります。例えば、議員おっしゃったように、還暦野球とか、天皇杯サッカー、あるいは都大路での地元出身者の大健闘、あるいは紹介がありましたNHK杯での鹿島実高の優勝と、これはほかにもたくさんありますけれども、こういうメディアを通して、しかも、瞬時に地元がアピールされるということは、まさにスポーツの特色であるというふうに思っております。そういう意味で、勝ち負けを競うとか、競技力云々だけじゃなくて、まちが活性化するための、いわゆるエネルギー、人づくりの一環として、私はこのスポーツ振興というのは今後ともとらえていきたいというふうに思っております。

高齢者のスポーツにつきましても、この市役所横の市民グラウンドでは、ほぼ毎日のよう

にグラウンドゴルフがなされておるわけですけれども、わざわざ何々大会とか、こういうふうなことではなくて、気の合った仲間同士が自然に集まって、日常的に楽しんでおられる姿というのは、これはかつてなかったことではないかなあというふうに思いますので、逆にこちらがパワーをいただくような思いでもあります。こういう光景が市内のあちらこちらでも見受けられるようでありますので、こういうことこそ青少年、あるいは子供たちとの交流も深めまして、3世代交流みたいなものの活用等につきましても、可能性とともに検討課題というふうにしていきたいというふうに思っております。

それから、最後に中学校部活の指導者研修の件で、ちょっと先ほど幾らか足りない面があったかと思うんですが、御質問の趣旨は、民間の方が自主的に中学校の部活動指導に来られているケースをおっしゃっているというふうに思います。先ほど答弁しましたのは、これはこちらから依頼をして、県の事業としてやっているものであります。このボランティア的に来ていただいている方には研修にこちらから行ってくださいとか、受けてくださいとか言える性格のものでは、もちろんありません。もともと中学校の部活動というのは、教育活動の重要な一環でありますので、校内での指導者でさえ、非常にこれは人選に苦慮いたします。気を使うところでありまして、ましてや外部にそういう指導者を求める場合は、なおさら慎重に構える必要があるわけです。あくまでもその人の好意で、ボランティア的にしていく場合がありますので、こういう場合は、主として技術面だけというのになりがちなんです。例えば、その人が言葉遣い一つにしてもマナー面にしてもですね、子供たちに教育的な意義に結びつくようであるように、私たちは非常にそこは気を使うところであります。だから、その人そのものが補助的な立場にということをやっぱり御理解いただくというのがまず第一でありましょうけれども、特に顧問の教師との良好な関係の中で、子供を育てる部活動になるように、その学校との連携というものを今後一層密に対処していく必要があるというふうに思っております。

以上です

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

私の方から少子化について申し上げます。

先ほど厳しい御指摘を受けましたが、子育てについてのニーズにこたえられているかどうか、それから人々は満足をしているかどうかというようなことで御指摘を受けました。私もといたしましては、先ほど申し上げましたいろんなソフト的な事業で、ある程度といいましょうか、相当の御利用をいただいていると。こういうことから、少子化対策としては、満足ではないかもしれませんが、ある程度の役に立っているのではないかというふうな評価をしているところでございます。

それから、エンゼルプラン、児童育成計画ですが、これを策定するに当たりましてアンケートを実施したところですけれども、その中で「理想の子供の数は幾らか」という問いをしたところ、「大体3人ぐらい」というのが58.6%あります。それから2番目に多いのは「2人」で24%というところがございます。ただ、現実には、先ほど申し上げましたように、相当な出生の数の方が減っている状況でございます。そのことはやっぱりアンケートにも答えておられますが、経済的な支援が欲しいんだという、そういう要望というのは非常に強うございます。そういう点もありまして、いわばハード的なものですが、児童手当、これが2人目までは5千円、それから3人目からは10千円と、それぞれ1人当たりです。そういう制度がございます。これは就学前の児童全員に、ある程度の所得制限はありますけれども、そういうものがございます。ほかにも児童扶養手当、ほかにもたくさん金銭給付についてはありますけれども、特に乳幼児の医療関係の助成、こういうものも子育て関係については、ある程度の貢献をしているんじゃないかというふうな理解はしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

まず、市役所の一時的な対応の窓口についてということでお答えをいたします。

縦に流れてきます文書につきましては、市としては最も得意とするところでございます。しかしながら、ただいま企画課長、それからきのうは助役も申し上げましたように、若干弱いと考えられる部分もございますので、そのところを組織までも変更をすることなく、何らかの仕組みがつかれるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

すべて担当の方でお答えをしておりますが、私の方から補足的に説明をいたしますが、まず合併問題でございます。

今回の合併の主眼を私はこのように整理をしております。まず、平成の大合併のねらいというのは、行政のスリム化だというふうにとらえております。これは肥大化した行政をもっとスリム化する、あるいは行財政改革をする。このことが一番の主眼だというふうに思っております。そういう中で、もう一つは、民間にできることは民間にと。つまり、どこまでが本来行政の仕事なのか。我々執行部も市民も意識を改革しながら、新しい時代への対応というものを考えていく。大きく言えば、この二つが今回の合併の主眼だというふうに思っております。

一方、政府の方は交付税を中心に、説明会でも私説明をしておりますが、過大に政府で、国税で集めたものを地方に流し過ぎている。このことも政府の財政の破綻の大きな要因になっていると、これは私反論があります。政府の方はそう思っているんです。これを是正するために市町村の数を減らして改革をやっていくと、こういうふうなねらいを政府は持つておるようでございます。しかし、こういう中で、地方にばかり痛みを伴わせて、政府の方は痛みを伴わないと、これはもつてのほかでありまして、今回の地方分権の中で三位一体という、けさも新聞読みましたら、どうもあんな考えでは我々地方にばかり痛みを押しやつけて、政府の方は国の方の財政だけよくなればよいというような考えがあるんじゃないかと、私は激しい憤りを感じております。

私は皆さん方に2年前に合併はしなくて済むならその方が一番いいと。みんなそう思っているでしょと。しかし、それで済むのかと、こういうことにまで皆さん方と色々な議論をしながらやってきたと思います。ようやくですね、ようやくといいますか、ここに至って鹿島も、私も合併は太良とはせんばらんと、こういうふうな考えに至っておりますが、あげくのさんばちなんですか、政府は。三位一体というのは、地方にばかり痛みを押しやつけると、こういうふうな考えを持つておりますが、だからといって、合併を今後しないとかなんとかということにはなりません、今回の合併というものの本質、主眼をそういうふうにとらえております。

御質問のいいものは残していこうと。特に歴史的なもの、あるいは文化的なものはできるだけ残していくと。鹿島市も今から50年前に6カ町村合併して、今の鹿島市があるわけですが、今考えてみましても、例えば、一番わかりやすく伝承芸能なんか考えましても、面浮立とか鉦浮立とか、獅子舞、けんつき、あるいは各鎮守の森でのいろいろなお祭りの行事、こういうものはやっぱり合併をしたからといって、ちゃんと残っているわけですね。そういうことで、太良町との合併の暁にもいい面、あるいは特に独特の文化、あるいは歴史的なものというのは大切に守りながらいくと、これはもう一番大切なことだというふうに思っております。

それから特区の問題ですけど、昨日もとっくに申し上げましたように、こういう提案を政府がされた、あるいはいろんなところで問題が起きてきた。これはきのうも申し上げましたが、このことを今すぐ取りかかるのか取りかからないのか、その判断は私がする場合もありますし、また、職員も各担当でこのことをすぐ取り上げるか取り上げないか、これは判断をして、そしてすぐ取りかかった方がいいということになれば、私に提言をいたします。今回の場合、両者ともすぐという必要性を感じてないと。私自身もそういうふうに感じましたので、全庁的な取り組みというものを指示しませんでした。何でもかんでも何かあった場合に、全庁的に議論をして、そしてするのかしないのかと、こういうやり方もありますが、今回の場合はそこまでしなかったということでもあります。

それから、少子化対策の中で花嫁対策事業ということで話が出ておりましたが、これは果たしてああい見合いのようなものを行政でやっぱり今からもせんばらんとかにゃと思うんですね。いっちょん効果は上がらんと。私たちの若かころというのは、今よりか女性と話をしてみたり、交際をしてみたり、今の10分の1でんなかったですよ。それでも私なんかでもこの顔で結婚できているわけですので、今はやっぱり合コンをしてみたり、あるいはメル友とかこういう時代ですから、もう今からもあがんとばせんばらんこっちゃどがんか、ちょっと私疑問を感じております。今の若か者も、そういうふう to 異性とつき合う機会の少なかけんが結婚ばせん と じゃなかかと、こういう発想は我々の発想であって、若か者はもっと別のところにあると じゃないかなあと思えますね。そういう切り口をもう少し変えてみたらというふう to 思います。

それから、地域教育ということでありますが、この3世代交流と、本当に私もそういうふう to 言われるように思っております。実はきのう偶然私のお寺の老師の方が、私のところに別の用事でお見えになりまして、ちょうどこういう話をされました。私たち「どうろうこうろう」と言うんですね、これはどこから来とるか知つとるかいと。うんにゃ、知りませんと。どがんないこがんない、どうにかこうにかやっているという意味で言いよつとでしようもんと。そがんで。このもともとの語源はないと。「どうろうこうろう」と言うぎ、「どう」は児童の童ですね、つまり子供。それから「ろう」は、老人。「こう」は、交わる。それから最後の「ろう」は楼というんですか、このやかた、つまり場所です。この子供と老人が交わるような機会ですね、こういうものをどうにかこうにかありますよと、ちゃんと我々は生活を充実していますよと、そういうふうな意味で、このどうろうこうろうと使うとばんと。ああなるほどというふう to 思いましてですね、やはりこの3世代交流というのは、どうろうこうろうというふう to 思います。鹿島市も全国でも珍しいといひますか、全国にない政策をもう既に皆さん方 to いろんな議論の中から打ち出しておりまして、一つは福祉教育ですね、それから第2の成人式、第2の成人式もやっぱり今まで培ってこられた to いろんな経験や知恵を地域へ、あるいは家庭へ還元してくださいと、こういうこと to ありますので、やはりこれもどうろうこうろうということになります。

それから、この伝承芸能に対して、鹿島市は非常に手厚く、特に道具仕立てについては、最低これが必要だということ to 頑張っております。先ほど生涯学習課長の方から言ひました浮立の里づくり、県内では鹿島だけ。平成14年と15年で45,000千円です。45,000千円ぐらいで50団体ぐらい、50部落ぐら to いろんな道具仕立てを補助しているんですね。それから御存じのように、宝くじ益金によって、例えば、今度南川の獅子舞、あれは全部もう新くなるんですね。2,000千円か3,000千円だったと思ひます。あるいはまた、ふるさと創生、鹿島版のですね、あれでもずっとやっ to っておりまして、かなり充実を to してきましたし、また、鹿島市の場合、伝承芸能祭というものを、これは民間の非常な御尽力によって、今県内でも唯一

これを継続してやっております。やはりそのまちがそのまちであるゆえんというのは、こういう伝承芸能を含めて、地方文化というものをちゃんと継承している。このことに私はあるというふうに思っております。

前にも言ったと思いますが、私のまちづくりというものの理念の概要を一言で言いますと、中心部は都市機能を充実させていく。そして全体の自然環境を保全していく。そして地方文化でくるんでいく。これが私の大まかなまちづくりの理念であります。そういう中で、スポーツ振興についてということですが、社会人スポーツクラブの活動への支援、あるいは補助ということですが、今回、これは山口議員も非常に御尽力いただきましたが、I N A Xのサッカーが天皇杯に今度2回目出場したと。ことしの正月たいね。こういうこともありましたので、ぜひ自分たちも昼は仕事で、夜練習せにやいかんと。夜照明が練習場に必要だということでありましたので、そういうこともありまして、蟻尾山公園の補助グラウンドに照明施設をことしつけるというふうなことになりましたので、言われますような趣旨に沿っているんじゃないかというふうに思います。

それから、もともと施設の使用料というのは、そういう意味を含んでいるんですね。援助をしよう。これは建設費からコスト計算したらとてもこれくらいの使用料では済まんわけですね。安く使用料を抑えているということは、もう既に皆さんのいろんなスポーツ活動に対する援助というものをもともとは含んでいると。行政というものは、本質的にはそういうものだということを御理解賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

以上で6番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

明18日から22日の5日間は休会とし、次の会議は6月23日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後2時41分 散会